

衆議院会議録 第二号

(八八)

昭和六十三年三月二十二日(火曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長

稲垣 実男君

理事

高橋 辰夫君

理事

丹羽 雄哉君

理事

烟 英次郎君

理事

沼川 洋一君

理事

相沢 英之君

理事

伊吹 文明君

小沢 裕一君

理事

木村 義雄君

理事

佐藤 静雄君

大野 功統君

理事

堀内 光雄君

理事

伊藤 忠治君

出席政府委員

田邊 誠君

新井 彬之君

草川 昭三君

塚田 延充君

田中美智子君

出席國務大臣

労働大臣

中村 太郎君

出席政府委員

防衛施設庁労務

部長

山崎 博司君

労働大臣官房長

清水 傳雄君

斎藤 邦彦君

白井晋太郎君

野見山眞之君

岡部 晃三君

労働省職業安定局長

労働省労働基準局長

昭和六十三年三月二十二日(火曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長

稲垣 実男君

理事

高橋 辰夫君

理事

丹羽 雄哉君

理事

烟 英次郎君

理事

沼川 洋一君

理事

相沢 英之君

理事

伊吹 文明君

小沢 裕一君

理事

木村 義雄君

理事

佐藤 静雄君

大野 功統君

理事

堀内 光雄君

伊藤 忠治君

出席政府委員

田邊 誠君

新井 彬之君

草川 昭三君

塚田 延充君

田中美智子君

出席國務大臣

労働大臣

中村 太郎君

出席政府委員

防衛施設庁労務

部長

山崎 博司君

労働大臣官房長

清水 傳雄君

斎藤 邦彦君

白井晋太郎君

野見山眞之君

岡部 晃三君

労働省職業安定局長

労働省労働基準局長

労働省職業能力開発局長野崎 和昭君

運輸・觀光局外航岩村 敬君

課長同月二十二日

補欠選任草川 昭三君

和昭君平石慶作太郎君

監理課長同月二十二日

郵政省電気通信事業品川 萬里君

郵政大臣官房人磯井 正義君

労働大臣官房政策調査部長甘粕 啓介君

建設省住宅局民間住宅課長荒田 建君

参考人(日本)電信電話株式会社労働部朝原 雅邦君

労働安全衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)(予)

労働安全衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)(予)

労働安全衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

労働省職業安定局長

労働省労働基準局長

(八八)

同外二件(辻一彦君紹介)(第五八〇号)
同外二件(池端清一君紹介)(第六一八号)
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 (寺前
巖君紹介)(第五八一号)
同(栗屋敏信君紹介)(第六一九号)
同(井上泉君紹介)(第六二〇号)
同外二件(井上喜一君紹介)(第六二一号)
同(井上曾方君紹介)(第六二二号)
同(伊吹文明君紹介)(第六二三号)
同(池端清一君紹介)(第六二四号)
同(石破茂君紹介)(第六二五号)
同(上田卓三君紹介)(第六二六号)
同(江田五月君紹介)(第六二七号)
同(衛藤征士郎君紹介)(第六二八号)
同(小野信一君紹介)(第六二九号)
同(大石千八君紹介)(第六三〇号)
同(大野功統君紹介)(第六三一號)
同(大原一三君紹介)(第六三二号)
同(加藤絃一君紹介)(第六三三号)
同(片岡武司君紹介)(第六三四号)
同外一件(金子原二郎君紹介)(第六三五号)
同(亀岡高夫君紹介)(第六三六号)
同(川俣健二郎君紹介)(第六三七号)
同(菊池福治郎君紹介)(第六三八号)
同(小坂善太郎君紹介)(第六三九号)
同(古賀誠君紹介)(第六四〇号)
同(鴻池祥肇君紹介)(第六四一號)
同(左近正男君紹介)(第六四二号)
同(佐藤静雄君紹介)(第六四三号)
同(斎藤斗志二君紹介)(第六四四号)
同(櫻内義雄君紹介)(第六四五号)
同(自見庄三郎君紹介)(第六四六号)
同(田中直紀君紹介)(第六五〇号)
同(塩崎潤君紹介)(第六四七号)
同(嶋崎謙君紹介)(第六四八号)
同(閑谷勝嗣君紹介)(第六四九号)
同(安田修三君紹介)(第六八五号)
同(山崎拓君紹介)(第六八六号)
同(山下元利君紹介)(第六八七号)
同(森下元暉君紹介)(第六八四号)
同(山村喜一君紹介)(第六八一號)
同(持永和見君紹介)(第六八二号)
同(森喜朗君紹介)(第六八三号)
同(矢島恒夫君紹介)(第六〇七号)
同(山原健二郎君紹介)(第六〇八号)

同(渡辺省一君紹介)(第六九三号)
同(辻一彦君紹介)(第六五五号)
同(戸井田三郎君紹介)(第六五六号)
同(友納武人君紹介)(第六五八号)
同(中沢健次君紹介)(第六五九号)
同(中島衛君紹介)(第六六〇号)
同(中西啓介君紹介)(第六六一號)
同(中村正三郎君紹介)(第六六二号)
同(中山成彬君紹介)(第六六三号)
同(野口幸一君紹介)(第六六四号)
同(長谷川峻君紹介)(第六六八号)
同(畠英次郎君紹介)(第六六九号)
同(橋本龍太郎君紹介)(第六六七号)
同(平沼赳夫君紹介)(第六七一號)
同(平林鴻三君紹介)(第六七二号)
同外二件(原田昇左右君紹介)(第六七〇号)
同(瀬長鶴次郎君紹介)(第五九三号)
同(田中美智子君紹介)(第五九四号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第五九一號)
同(柴田睦夫君紹介)(第五九二号)
同(工藤晃君紹介)(第五九八号)
同(児玉健次君紹介)(第五九〇号)
同(牧野隆守君紹介)(第六七五号)
同(増岡博之君紹介)(第六七六号)
同(三野優美君紹介)(第六七七号)
同(東中光雄君紹介)(第六〇〇号)
同(不破哲三君紹介)(第六〇一號)
同(藤田スミ君紹介)(第六〇二号)
同(野間友一君紹介)(第五九三号)
同(寺前巖君紹介)(第五九六号)
同(中路雅弘君紹介)(第五九七号)
同(中島武敏君紹介)(第五九八号)
同(辻第一君紹介)(第五九五号)
同(正森成二君紹介)(第六〇〇号)
同(松本善明君紹介)(第六〇五号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第六〇三号)
同(正森成二君紹介)(第六〇四号)
同(木村義雄君紹介)(第七八二号)
同(村上弘君紹介)(第六〇六号)
同(岩佐恵美君紹介)(第六〇七号)
同(大坪健一郎君紹介)(第六〇八号)
同(近藤鉄雄君紹介)(第八三一號)
同(戸塚進也君紹介)(第八一九号)
同(沼川洋一君紹介)(第八二〇号)
同(岩佐恵美君紹介)(第八一八号)
同(芦塚進也君紹介)(第八一九号)
同(大坪健一郎君紹介)(第八三〇号)
同(近藤鉄雄君紹介)(第八三一號)
同(賛輪登君紹介)(第八三五号)
同外三件(塙田延充君紹介)(第八三三号)
同(渡海紀三朗君紹介)(第八三三号)
同(三原朝彦君紹介)(第八三四号)
同(中村茂君紹介)(第八一七号)

心身障害者対策基本法の一部改正に関する請願
(桜井新君紹介)(第七三六号)
覺せい剤・麻薬等薬物乱用防止対策の強化に関する
請願(若林正俊君紹介)(第七三七号)
同月十一日

同(渡辺栄一君紹介)(第六九二号)
同(玉沢徳一郎君紹介)(第六五三号)
同(塙崎潤君紹介)(第六五五号)
同外二件(田邊誠君紹介)(第六五五号)
同(谷洋一君紹介)(第六五五号)
同(玉沢徳一郎君紹介)(第六五三号)

同(渡辺栄一君紹介)(第六九二号)
同(綿貫民輔君紹介)(第六九〇号)
同(渡部恒三君紹介)(第六九一號)
同(今井勇君紹介)(第七三九号)
同(小澤克介君紹介)(第七四〇号)

同(渡辺栄一君紹介)(第六九三号)
国民健康保険制度改悪反対等に関する請願 (安
藤巖君紹介)(第五八二号)
同(金子満広君紹介)(第五八七号)
同(経塚幸夫君紹介)(第五八八号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第五八六号)
同(金子満広君紹介)(第五八三号)
同(岩佐恵美君紹介)(第五八四号)
同(浦井洋君紹介)(第五八五号)
同(中島衛君紹介)(第六六〇号)
同(中西啓介君紹介)(第六六一號)
同(中沢健次君紹介)(第六六六号)
同(野呂昭彦君紹介)(第六六六号)
同(中山成彬君紹介)(第六六三号)
同(野口幸一君紹介)(第六六四号)
同(長谷川峻君紹介)(第六六八号)
同(畠英次郎君紹介)(第六六九号)
同(橋本龍太郎君紹介)(第六六七号)
同(平沼赳夫君紹介)(第六七一號)
同(平林鴻三君紹介)(第六七二号)
同(福田一君紹介)(第六七三号)
同(堀之内久男君紹介)(第六七四号)
同(牧野隆守君紹介)(第六七五号)
同(増岡博之君紹介)(第六七六号)
同(三野優美君紹介)(第六七七号)
同(東中光雄君紹介)(第六〇〇号)
同(不破哲三君紹介)(第六〇一號)
同(中島武敏君紹介)(第五九八号)
同(寺前巖君紹介)(第五九五号)
同(正森成二君紹介)(第六〇〇号)
同(木村義雄君紹介)(第七八二号)
同(村上弘君紹介)(第六〇六号)
同(岩佐恵美君紹介)(第六〇七号)
同(大坪健一郎君紹介)(第六〇八号)
同(近藤鉄雄君紹介)(第八三一號)
同(賛輪登君紹介)(第八三五号)
同外三件(塙田延充君紹介)(第八三三号)
同(渡海紀三朗君紹介)(第八三三号)
同(三原朝彦君紹介)(第八三四号)
同(中村茂君紹介)(第八一七号)
同(芦塚進也君紹介)(第八一九号)
同(沼川洋一君紹介)(第八二〇号)
同(岩佐恵美君紹介)(第八一八号)
同(芦塚進也君紹介)(第八一九号)
同(大坪健一郎君紹介)(第八三〇号)
同(近藤鉄雄君紹介)(第八三一號)
同(賛輪登君紹介)(第八三五号)
保育制度の維持・充実に関する請願 (高沢寅男
君紹介)(第七六四号)

紹介)(第七七五号)
建設季節労働者対策の充実に関する請願 (見玉健次君紹介)(第八一二号)
国民健康保険法の改悪反対に関する請願 (岩垂寿喜男君紹介)(第八一三号)
同(金子満広君紹介)(第八一四号)
同(井上曾方君紹介)(第八三六号)
保険医インター制度の導入反対、医師卒後研修の改善に関する請願 (児玉健次君紹介)(第八一五号)
福祉の国庫負担金の削減反対等に関する請願 (不破哲三君紹介)(第八一六号)
同月十六日
歯科保険医療制度の改善に関する請願 (柴田弘君紹介)(第八七四号)
同(早川勝君紹介)(第九八八号)
医療費抑制及び医療と福祉の拡充に関する請願 (柴田弘君紹介)(第八七五号)
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 (笛山登生君紹介)(第八七六号)
同(遠藤和良君紹介)(第八八四号)
同(小川新一郎君紹介)(第八八五号)
同(武田一夫君紹介)(第八八六号)
同(山下八洲夫君紹介)(第八八七号)
同外一件(吉井光昭君紹介)(第八八八号)
同(愛知和男君紹介)(第九八九号)
同(新井彬之君紹介)(第九九〇号)
同(貝沼次郎君紹介)(第九九一号)
同(河野正君紹介)(第九九二号)
同(児玉健次君紹介)(第九九三号)
同(高橋辰夫君紹介)(第九九四号)
同(日笠勝之君紹介)(第九九五号)
同(平石磨作太郎君紹介)(第九九六号)
同(保利耕輔君紹介)(第九九七号)
同(正木良明君紹介)(第九九八号)
同(森本晃司君紹介)(第九九九号)
同(山原健二郎君紹介)(第一〇〇〇号)
福社の国庫負担金の削減反対等に関する請願 (沼川洋一君紹介)(第八八三号)

紹介)(第七七五号)

建設季節労働者対策の充実に関する請願 (見玉健次君紹介)(第八一二号)

同(五十嵐広三君紹介)(第九六九号)

国民健康保険法の改悪反対に関する請願 (岩垂寿喜男君紹介)(第八一三号)

同(金子満広君紹介)(第八一四号)

同(井上曾方君紹介)(第八三六号)

保険医インター制度の導入反対、医師卒後研修の改善に関する請願 (児玉健次君紹介)(第八一五号)

福祉の国庫負担金の削減反対等に関する請願 (不破哲三君紹介)(第八一六号)

同外一件(岡田利春君紹介)(第九七五号)

同(加藤鉄一君紹介)(第九七六号)

同(片岡武司君紹介)(第九七七号)

同(戸井田三郎君紹介)(第九七八号)

同(中山成彬君紹介)(第九七九号)

同(野口幸一君紹介)(第九八〇号)

同(野呂昭彦君紹介)(第九八一號)

同(畠英次郎君紹介)(第九八二号)

同(持永和見君紹介)(第九八五号)

同(山下元利君紹介)(第九八六号)

同(渡辺省一君紹介)(第九八七号)

国民健康保険制度改悪反対等に関する請願 (中島武敏君紹介)(第一〇〇一号)

同(児玉健次君紹介)(第一〇〇二号)

同(中路雅弘君紹介)(第一〇〇三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一一号)

労働関係の基本施策に関する件

難病患者などの医療及び生活保障等に関する請

願(栗屋敏信君紹介)(第九六八号)

同(五十嵐広三君紹介)(第九六九号)

同(伊吹文明君紹介)(第九七〇号)

同(今井勇君紹介)(第九七一号)

同(小沢辰男君紹介)(第九七二号)

同(大石千八君紹介)(第九七三号)

同(大野功統君紹介)(第九七四号)

同外一件(岡田利春君紹介)(第九七五号)

同(加藤鉄一君紹介)(第九七六号)

同(片岡武司君紹介)(第九七七号)

同(戸井田三郎君紹介)(第九七八号)

同(中山成彬君紹介)(第九七九号)

同(野口幸一君紹介)(第九八〇号)

同(野呂昭彦君紹介)(第九八一號)

同(畠英次郎君紹介)(第九八二号)

同(持永和見君紹介)(第九八五号)

同(山下元利君紹介)(第九八六号)

同(渡辺省一君紹介)(第九八七号)

国民健康保険制度改悪反対等に関する請願 (中島武敏君紹介)(第一〇〇一号)

同(児玉健次君紹介)(第一〇〇二号)

同(中路雅弘君紹介)(第一〇〇三号)

は本委員会に付託された。

○稲垣委員長 これより会議を開きます。

労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として日本電信電話株式会社労働部長朝原雅邦君及び日本銀行総務局長若月三喜雄君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○稲垣委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

た高齢者層について見ましても、依然としてかなりの雇用機会の不足が見られるわけでございまします。また産業構造の転換等の進展に伴いまして、種々の雇用問題の発生も懸念されるところでございます。

今後の雇用失業情勢の推移につきましては、十 分に業種別、地域別あるいは年齢別に注目をしておられますとともに、雇用の安定につきまして全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○永井委員 かなり好転はしてきておりましても、構造的な不況に陥っている企業とか地域はまだ問題がある、こういうことなんですね。そ

うすると、産業構造が終わったということではない、このように理解してよろしくうございりますか。

○永井委員 まだ終わっていないと同時に、

ささらにこれから産業構造転換が続く、そのさなかにおきまして、これから課題であると心得ております。

○岡部政府委員 まだ終わっていないと同時に、

ささらにこれから産業構造転換が続く、そのさなかにおいて残っているということなんですね。そうする

と、従来以上のきめ細かい対策が必要になってしまっています。全体的に雇用状況は上向いてきた、産業界の全体の景気も上向いてきた、しかし円が高くなってきた、その流れの中から、そういうところについては依然としてその谷間に置かれています。こういうことになりますね。そのためには特

段の努力が必要、こういうことになってしまいます

が、それはこれからどのように対応されようとするのですか。

○岡部政府委員 まさに先生御指摘のような努力

を要する状況が続いているわけでございます。

六十二年度におきましては、三十万人雇用開発

プログラムというふうなことで対応してまいりましたが、さらにもこの努力引き続いて行う必要がある。しかしながら、構造的な不況に陥った業種やそ

れらが集積する地域等につきましては、改善がは

かばかしくないということでございまして、ま

うことで、ただいま御提案申し上げております予算案に産業・地域・高齢者雇用プロジェクトを策定をいたしたわけでございます。昭和六十三年度の新施策として御提案を申し上げているところでございます。労働力需給の各般のミスマッチの解消を目指しまして、このプロジェクトによつて進めてまいりたいと思つておるわけでございますが、これには各種の助成金制度を新たにいろいろ設けますとともに、基本的には特定不況業種法の改正も盛り込みまして、万全を期したいと考えているところでございます。

○永井委員 そうすると、例えば政令で指定されている緊急雇用安定地域ですね。この緊急雇用安定地域について、三月末日でその指定が切れる、期限切れになるわけですが、これは四月以降はどのようにされるおつもりでござりますか。

○岡部政府委員 先生御指摘の緊急雇用安定地域につきましては、昨年四月から施行されております地域雇用開発等促進法に基づきまして指定を行っているわけでございますが、これは円高等の影響を受ける中で急速に雇用失業情勢が悪化している地域を指定するという趣旨でございまして、昨年四月から一年間の期限で百三十市町村について指定をしているところでございます。指定は一年限りでございますので、三月三十一日をもって指定が切れる、こういうことでございます。

○永井委員 いや、私の聞いておりますのは、その指定された地域の指定がこの三月末で期限が切れる、今言われたように、全体的に景気は浮揚してきた、雇用状況も改善をしてきた、しかし特定の地域、特定の業種の不況ということについてはまだ改善されていない、そういう御見解が表明されただけありますから、そうすると、その不況地域に指定したところなどの期限切れを目の前に控えて四月以降はどうされるんですか、こう聞いているのです。

○岡部政府委員 期限切れのこととございますが、ただいま検討中でござりまするけれども、

緊急雇用安定地域の指定につきましては、その雇用動向を地域ごとに踏まえながら、必要があると認められた地域につきましては、もとより引き続き緊急雇用安定地域として再指定を行う、あるいは延長を行う等の措置を講じてまいりたいと考えております。

○永井委員 検討してこれから必要なものについては継続されるというお話をございますけれども、要は、そういう不況地域が存在をして、片方で景気が浮揚していくという事になると、なお格差がそこについてくるわけですからね。そうすると、その格差を解消するという立場からも、むしろ積極的に継続するという立場を基本的にとつてもらいたい、そういうスタンスをとつてもいいたい、こう思つてますが、もう一回念のためにひとつお答えいただきたいと思います。

○岡部政府委員 必要性のある地域につきましては、法の趣旨にのつとりまして、もとよりその再指定及び延長を続けてまいりたいと考えております。そこで新聞の記事でありますが、三月十四日の日経新聞の切り抜きをここに持つておきますが、製造業は大変な人手不足になってきた、円高合理化がやり過ぎだったのではないか、中途採用が急増、こういう見出しなんぞの影響を受ける中で急速に雇用失業情勢が悪化しているわけですが、昨年四月から一年間の期限で百三十市町村について指定をしているところでございます。指定を行っているわけでございますが、これは円高等の影響を受ける中で急速に雇用失業情勢が悪化している地域を指定するという趣旨でございまして、昨年四月から一年間の期限で百三十市町村について指定をしているところでございます。指定は一年限りでございますので、三月三十一日をもって指定が切れる、こういうことでございます。

○永井委員 いや、私の聞いておりますのは、その指定された地域の指定がこの三月末で期限が切れる、今言われたように、全体的に景気は浮揚してきた、雇用状況も改善をしてきた、しかし特定の地域、特定の業種の不況ということについてはまだ改善されていない、そういう御見解が表明されただけありますから、そうすると、その不況地域に指定したところなどの期限切れを目の前に控えて四月以降はどうされるんですか、こう聞いているのです。

○岡部政府委員 期限切れのこととございますが、ただいま検討中でござりまするけれども、

働く人々が適当に企業の側の安全弁として使われてしまうという危険はないだろうか。このことを非常に心配するわけであります。そのことについてどのような御見解をお持ちですか。

○岡部政府委員 この中途採用の増加という現象は非常に真新しい現象であろうかと思うのでございます。これはいろいろな分析ができるようかと思います。一つは、この円高不況下におきまして、人員整理の合理化を進め過ぎたといふふうなところから来る問題点もございましょうが、一つには、最近の目まぐるしい経済構造の転換という時期でございますので、新しい角度から新しい技術者、技能者等を求めたいという企業の側の要請もあります。あろうか。そこで中間的な時期ではありますよとも、中途的な採用ということで、それらの技術、技能を補う、いろいろな分析ができるわけでございます。

問題は、それらの人たちが、言うなれば使い捨てとかあるいは不安定な就労に陥らないようになると、いう御指摘でございます。これはごもつともな御指摘でございまして、労働省におきましても、雇用管理あるいは人事労務管理行政をスタートさせていますので、その中でそのような問題が生じないよう努めてまいりたいというように考えております。

○永井委員 この中途採用と関連をして、今局長も言われましたように、合理化をやり過ぎたのではないかという懸念もある、新聞もそういうように報道しているわけであります。これを裏返します。今局長がお答えになつたような御答弁で前へ前へと進んでいこうとするわけでありますが、そのこと自体は私は評価するわけであります。しかし、その中で気になりますのは、中途採用が急増しているということなんですね。中途採用が急増しているのであります。中途採用であるだけに、この雇用というものが安定的なものになつていいことが依然として続いている。もう少し労働者といふものを大切に扱うということが基本にいふんだどうか。いわばそのときの景気の調整弁的にそういう中途採用が扱われていいとはしないか。いわば浮き草のように、そのときそのときに

あつたかと思うのでございます。この日本の雇用慣行というものが最近崩壊が伝えられておりまして、これは労働省といたしましても懸念をいたしましてございます。いろいろ情勢が移り変わるものの中ではござりますが、これまでの伝統のよいところは残すという考え方で人事労務管理行政を進めてまいりたいと考えております。

○永井委員 そこで、私は中高年労働者のことに付いて一つ二つ尋ねてみたいと思うのであります。一つは、六十歳定年制を到達させたい、これが労働省としても中高年齢者の雇用機会は極めて少ないわけでございます。したがつて、その対策としては定年延長という問題があります。これはずっと以前からこの委員会で議論がされてきたことであります。六十歳定年制といふのであります。したがつて、現在の進み状況といふのを一つの基本的な政策であつたわけであります。これが、現実は一体どうなつてゐるだろう。六十歳定年制といふものがある程度拡大はされてきたと思います。これが労働省としての一つの基本的な政策であつたわけであります。が、現実は一体どうなつてゐるだろう。六十歳定年制といふものがある程度拡大はされてきたと見ておられるわけでございまして、両々相まって簡単に御提示願いたいと思います。

○岡部政府委員 高齢化が非常に急速に進展していくと同時に、産業構造の転換、技術革新が進展をいたしておるわけでございまして、両々相まって、高齢者には非常に厳しい雇用情勢と相なつておることは御指摘のとおりでございます。先ほど申し上げましたような産業・地域・高齢者雇用プロジェクトと申しますのも、その一つには、高齢者の雇用対策をさらに充実させようといふ意図で行つておるものでござりまするが、現在の状況、定年制だけについて申し上げますと、現在は、高齢者の雇用対策をさらに充実させようといふ意図で行つておるものでござりまするが、現在は企業の七五%にまでなつてきておりまして、徐々にではございますが、六十歳定年制といふのは一般社会に定着を見つつあるといふことであるうと思います。しかしながら、まだ二五%のものがその計画すらないといふ状況でござりまする

力を傾けて定着化に向けたいと思う次第でござります。

○永井委員 七五%まで六十歳定年制が拡大をされてきた、非常に結構なことであります、当初

の目的からまだテンボルが遅いわけですね。
ところで、その七五%と言われている六十歳の
定年制をししている企業、そういう企業で、実際
には四十歳代あるいは五十歳代からいわゆる勧業
退職制度というものがあって、肩たたきでやめさせ
られていくことが中高年齢者の失業率をさ
極めて高いものにしてしまっている、こういう現
実があるわけですね。そのように私は現実を見て
いるわけでありますが、労働省の御認識はどう

すか。

○岡部源太郎員 美國の定期制と肩たたき等による企業外への労働者の移転という問題は確かに存在するよう思われるのでござります。特に不況現在するように思われる所以でござります。

が、労働省といたしましては、そのような途中における退職につきましては、あるいは出向等につきましては、労使間ににおいて十分に話を煮詰めて、それを処理いただきたいというふうに考えておるところでございます。

が、六十歳未満の勧奨退職制というものが存在することは、高年齢者雇用安定法の趣旨にもとると私は思うのですね。したがって、むしろ労働省が前から主張してきましたように、六十歳定年制を少なくともも早期に定着させたい、制度化したい、こういうことであるとするならば、この六十歳定年制ということについては、一定の法律上の強制力を持たせるべきではないかと思うのですが、その御見解はどうでござりますか。

おいて努力義務とされたものでございます。私どもは現段階で社会的コンセンサスが得られる現実的かつ妥当なものと考えておるわけでござります。

いずれにいたしましても、六十歳定年が法律上の社会的責任として明確にされたということ、かつそれを推進するための行政措置が法律に明確にされたことは、六十歳定年の推進に大きな効果があると考えておるわけでございます。この法律を踏まえまして、企業、労使が積極的に取り組まれることを心から期待をいたしておるわけでござります。

○永井委員 今大臣の御答弁いただいたわけであります、努力義務とは言いますけれども、七五%まで一応そういうふうに前進をしてきた、進捗してきたという現実から踏まえて、もうそそろ強制力を持たせるところまで踏み切っていくべきではないかという立場で私はお聞きをしているわけでありますから、もう一言お願ひいたします。

○中村国務大臣 お説につきましては十分配慮をいたしておりますわけでございます。労働省としましては、もう少し行政指導によりましてその率を上げていきたい、その上で検討いたしたいというふうに考えておるわけでございます。

○永井委員 時間の配分がありますので、余り細かく議論はできませんが、これに関連をして、最近問題になつてゐる外国人の労働問題についてお聞きをしてみたいと思うわけであります。

最近、かなり大きな社会的な関心を実は呼んでいるわけであります、この外国人労働者の受け入れについては、定められた者は別にして、原則としてこれは認めないということを国議で了解してきている経過があるわけですね。しかし、現実に多くの外国人労働者が単純肉体労働などに従事をしているという事実がありますが、これについて労働省は、現在どのような見解を持つていらっしゃいますか。

の入国がふえまして、しかも単純労働に従事する外国人の不法就労が増加をしているわけでござります。この原因をどのように考えるかということでおございますが、やはりこれはその送り出し国の失業情勢の悪化、それからまた賃金格差の田高による増大等々の経済的な背景が一番大きなものであります。あらうと考えておるところでござります。しかしながら、あくまでもこれは不法就労でございまして、特にこれが労働関係法令違反を伴う場合が多いございます。したがいまして、労働省といたしましては、これまでの闇議了解、単純労働は受け入れないという考え方を基盤としつつ、しかも現に入っているそういう不法就労の方々をめぐる労働関係法令違反の諸問題、これに対しましては、厳正に対処すべきであるということで、地方機関に先般通達をいたしたところでございます。とともに、さらに不法就労の問題の解決を図るために、国内の事業主の十分な理解を得ることが必要でございます。したがいまして、経済諸団体に対しましても協力要請を行つておるところでござります。

いわけですね。いわば、日本の場合は二元的に処理がされている。——失礼いたしました、外国の場合は入管局がやって、国内で労働することを許可するか否かは別の行政機関が担当している。日本の場合はそういうものがないので、入管局に基づいていわば一元的に処理されているから、在留資格に基づいて働いているかどうかが把握できない。また労働省には出先においても把握するだけの機能を備えていない。だから、不法就労をつかむことができない、こういうことが基本的な問題ではなかろうかと私は思うのです。したがって、外国人の出入国は自由という関係があつたといったとしても、それは国際的には流れでありますけれども、少なくとも労働省として、外国のように二元的に処理ができるような道を探るべきではないか、こう思うのですが、どうでござりますか。

〔委員長退席　野呂委員長代理着席〕

○岡部政府委員　御指摘のように、欧米諸国におきましては、一般に入国、滞在許可の制度と並行いたしまして、別に労働許可制度といふものが採用されているようでございます。この労働許可制度を通じまして、国内の労働市場の状況等を勘案しながら、外国人労働者の受け入れをコントロールするというふうな形であると承知をいたしております。

それで、我が国の場合どうであるかといいますと、入国、滞在許可の制度、これをもちまして行っているわけでございますが、諸外国におけるような外国人労働者についての労働許可制度といふものをどう考えるかということ、これは一つの問題提起がなされていると承知をいたしております。現在、労働省におきましては、学識経験者から成りますところの外国人労働者問題研究会を設けているわけでございまして、近く検討成果を取扱まとめてることにいたしておりますが、御指摘の国内労働市場の状況に照らして労働力のコントロールをするというふうな受け入れ方策につきましては、これまで研究課題として現在検討が進め

られているところでございます。その検討の結果をもちまして、私どももまたいろいろと考えてまいりたいと考えております。

○永井委員 ILO百四十三号条約というのがございまして、まだ日本は批准しておりませんけれども、いわゆる移民条約と呼ばれているものであります。その移民条約を見ますと、外国人の出入国は自由という国際的な流れをその条約に盛り込んでいるわけです。入国した人がその国で働くということもまた自由に認めるべきだということを位置づけているわけですが、しかし、その中の第十四条に、国益に照らして規制することができるという条文ももちろん入っているわけであります。したがって、まだこの百四十三号条約は未批准でありますけれども、少なくとも国際的にも説明のつくそういうルールといいますか、制度といふものを一日も早く確立すべきだと私は思うのです。そういたしませんと、現状はどうかといふと、不法就労させた雇い主はそのことのゆえをもつて罰則を適用されることもないわけです。これは一つにはルールがないために、いわばしたいはうだい、こういうことになつていくのではないかという気がいたします。建設業界でも随分と特集を組んでおりますが、このままでは建設業界が悪者にされてしまうとか、いろいろな危機感を持つておるようありますから、ひとつそういうルールといふものを一日も早くつくつてもらいたい。そして外国人労働者が無制限に不法就労することによって、日本の労働者の労働条件の引き下げということの役割も持たされてしまつておるわけでありますから、この辺については労働省はひとつきらんとした対応をしてもらいたい。

○岡部政府委員 外国人労働者の問題につきましては、御指摘のように、国内的な観点とともに国際的な観点が非常に重要なことになると考えております。したがいまして、ILOの条約、先生御指摘の百四十三号条約のほかに九十七号条約あるいは六十一号勅告、六十二号勅告、八十六号勅

告、百五十一号勅告、もうもうの国際的な文書もあるわけでございますが、それらの点も踏まえ、國は自由という国際的な流れをその条約に盛り込んでいるわけです。入国した人がその国で働くということもまた自由に認めるべきだということを位置づけているわけですが、しかし、その中の第十四条に、国益に照らして規制することができるという条文ももちろん入っているわけであります。したがって、まだこの百四十三号条約は未批准でありますけれども、少なくとも国際的にも説明のつくそういうルールといいますか、制度といふものを一日も早く確立すべきだと私は思うのです。そういたしませんと、現状はどうかといふと、不法就労させた雇い主はそのことのゆえをもつて罰則を適用されることもないわけです。これは一つにはルールがないために、いわば

いたしませんと、現状はどうかといふと、不法就労させた雇い主はそのことのゆえをもつて罰則を適用されることもないわけです。これは一つにはルールがないために、いわばしたいはうだい、こういうことになつていくのではないかという気がいたします。建設業界でも随分と特集を組んでおりますが、このままでは建設業界が悪者にされてしまうとか、いろいろな危機感を持つておるようありますから、ひとつそういうルールといふものを一日も早くつくつてもらいたい。そして外国人労働者が無制限に不法就労することによって、日本の労働者の労働条件の引き下げということの役割も持たされてしまつておるわけでありますから、この辺については労働省はひとつきらんとした対応をしてもらいたい。

○中村国務大臣 お説のとおりであると私どもも承知をいたしております。外国人の単純労働者を受け入れる、そのこと自体は直ちに上げる、そして相手国の雇用機会の開発あるいは経済発展に資する、そういう方向で協力することいふと思っておるわけでございます。基本的には技術協力、技能者の養成等につきまして協力を申し

ます。

○永井委員 次に、今雇用状況が非常に好転してまいりたいと考えているところでございます。

○中村国務大臣 お説のとおりであると私どもも承知をいたしております。外国人の単純労働者を受け入れる、そのこと自体は直ちに上げる、そして相手国の雇用機会の開発あるいは経済発展に資する、そういう方向で協力することいふと思っておるわけでございます。基本的には技術協力、技能者の養成等につきまして協力を申し

ます。したがって、これは実態といふものも、これまた大変な回復にあります。三月十五日の日経新聞や毎日新聞、朝日新聞などに出ておりますが、経常利益三八%の増加で、いわば史上最高の売上高を示しているというふうに報道しているわけですね。そのことが、内需の拡大とうたつてある現在、当然のこととして国民の生活に反映されなくてはいけないと

思ふのです。

私は、去年の七月二十八日の当委員会でその問題についてかなり議論したことを感じているわけであります。新前川レポートに言つておりますように、経済成長の成果といふものが国民生活に反映をされていない。いわゆる貧弱な居住環境、そして高い物価、そして長い労働時間、この三つが日本の特徴だといふうに新前川レポートも指摘をされているわけであります。かなりこの問題についておられますし、また、そうすることが相手国の改善、進展に資さないものであるという立場を從来とつてきています。国際的な観点からも強調をして

まいりたいと考えているところでございます。

○永井委員 今局長言われましたように、このODA、海外経済援助のあり方について、大臣、再びお書きくださいと私は思うのです。金さえ出せばいいというもののではなくて、その国における雇用創出が着実に前進していくような、そういう援助の仕方を模索すべきだと思うのですが、大臣、一言でその考え方をお答えいただけますか。

○中村国務大臣 お説のとおりであると私どもも承知をいたしております。外国人の単純労働者を受け入れる、そのこと自体は直ちに上げる、そして相手国の雇用機会の開発あるいは経済発展に資する、そういう方向で協力することいふと思っておるわけでございます。基本的には技術協力、技能者の養成等につきまして協力を申し

ます。

○永井委員 次に、今雇用状況が非常に好転してまいりたいと考えているところでございます。

○中村国務大臣 お説のとおりであると私どもも承知をいたしております。外国人の単純労働者を受け入れる、そのこと自体は直ちに上げる、そして相手国の雇用機会の開発あるいは経済発展に資する、そういう方向で協力することいふと思っておるわけでございます。基本的には技術協力、技能者の養成等につきまして協力を申し

ます。したがって、これは実態といふものも、これまた大変な回復にあります。三月十五日の日経新聞や毎日新聞、朝日新聞などに出ておりますが、経常利益三八%の増加で、いわば史上最高の売上高を示しているというふうに報道しているわけですね。そのことが、内需の拡大とうたつてある現在、当然のこととして国民の生活に反映されなくてはいけないと

思ふのです。

私は、去年の七月二十八日の当委員会でその問題についてかなり議論したことを感じているわけであります。新前川レポートに言つておりますように、経済成長の成果といふものが国民生活に反映をされていない。いわゆる貧弱な居住環境、そして高い物価、そして長い労働時間、この三つが日本の特徴だといふうに新前川レポートも指摘をされているわけであります。かなりこの問題についておられますし、また、そうすることが相手国の改善、進展に資さないものであるという立場を從来とつてきています。国際的な観点からも強調をして

まいりたいと考えているところでございます。

○永井委員 今局長言われましたように、このODA、海外経済援助のあり方について、大臣、再びお書きくださいと私は思うのです。金さえ出せばいいというもののではなくて、その国における雇用創出が着実に前進していくような、そういう援助の仕方を模索すべきだと思うのですが、大臣、一言でその考え方をお答えいただけますか。

○中村国務大臣 お説のとおりであると私どもも承知をいたしております。外国人の単純労働者を受け入れる、そのこと自体は直ちに上げる、そして相手国の雇用機会の開発あるいは経済発展に資する、そういう方向で協力することいふと思っておるわけでございます。基本的には技術協力、技能者の養成等につきまして協力を申し

ます。

○中村国務大臣 先生御案内のように、賃上げの

決定ということは、原則として労使の自主的交渉によつて解決すべき問題と承知をいたしております。それだけに私どもはこのことにつきまして、労使が本当に腹を割つての真摯な話し合いをいたしまして、合理的かつ円満裏の中に解決することを望んでおります。

ただ、私どもとしましては、労働者の生活の質の向上あるいは福祉の向上という点からいいましても、さらにはまた内外から要請をされておりまする内需主導による均衡ある経済の発展という点から考えましても、経済成長の成果といふものを時間の短縮とか賃金等に適正に配分されることは望ましいことであるというふうに承知をいたしております。

○永井委員 問題は、今の為替レートによつて、日本の国際競争力だけの問題ではなくて、国民の

生活にかかる部分が数字だけでひとり歩きをしている、そのことを認した上で、労使間で賃金は決めるのであります。政府はそれに対する極端なことを言えば手をこまねいでいるのではないかという気がしてならないわけです。労働分配率を高めるためにも、労働者は単に労使関係の問題だけではなくて、積極的なそういう消費購買力を高めるための行政的な内面指導があつていいのではないかと思うわけであります。これについてどうでございます。

○中村国務大臣 かねてから申し上げているので

すけれども、労使双方いろいろな御意見がありま

すが、私どもとしましては、本当に企業の実力に合つた十分な話し合いを遂げて労使間で決定していただくことをこいねがつておる、こういうことでござります。

○永井委員 労働組合の側は昨年の十一月二十日

に民間先行で連合という組織ができました。今までのナショナルセンターが今度形を変えて一つの大きな組織になつていったわけです。来年の暮

れには労働界が全部一本化しようとしています。そういう状況の中での春闘であります。連合白書を持っておりますが、この連合白書でも

消費購買力というものを極めて重視している姿勢がうかがえます。あるいは総評が出している国民

が大國と言われている日本が国民の暮らしにゆとりがない、このことをことしの春闘の特徴としてとらえるべきだと私は思うのです。したがつて、労働行政も労働時間の短縮を図ることも含めてゆとりある暮らしにつなげるような政策をとつてもらいたい、このように思うのですが、どうでございま

すか。

○中村国務大臣 経済大国にふさわしい労働者の

ゆとりある生活実現のためにも、それにふさわしいことが実現するよう労使間の話し合いを期待いたしております。

〔野呂委員長代理退席、委員長着席〕

○永井委員 大臣、期待だけではなくて、積極的にとれる指導性というものを發揮をしてもらいたい、このことを強く要望しておきたいと思いま

す。

その次に、経済大国日本の中において官民を問

わす労使関係が極めて異常な状態が多くなつてしまつました。昨年も不当労働行為問題をこの委員

会で私が集中的に取り上げたことがあります

が、この労使関係というものは見かけと違つて内

容的には極めて後進性を持つてゐるものではなか

ろうかと思うのです。

とりわけ、私は時間がありませんから、ここで

集中的に質問を申し上げるのですが、昨年の四月

から発足しましたJR、これは国鉄がJRになる

その途中の段階で、当時の労務管理が大変な問題

になつきました。今もそのことは変わつていな

いと思うのですが、労働大臣の認識は、労使関係

という点においてどのような認識を持つていらつ

しやるか、初めにお伺いしたいと思います。

○中村国務大臣 JRの労使関係につきまして

は、全体としては安定的な関係の確立に向かって

いると承知をいたしておりますけれども、一部組

合との間におきましては、出向の問題について労使双方の意見や考え方によつておるわけでござります。

○永井委員 手続上は言われたとおりなので、私

はそのことを否定するつもりはないのです。しか

し、最近の労使間の紛争というのは、地労委で一

審上からいえれば地労委があつて中労委があるから

いいのであります。しかし、地労委、中労委の

労委に持ち上げられているわけです。もちろん手

続上からいえれば地労委があつて中労委があるから

いいのであります。しかし、地労委、中労委の

労委に持ち上げられているわけです。もちろん手

續上からいえれば地労委があつて中労委があるから

いいのであります。しかし、地労委、中労委の

労委に持ち上げられているわけです。もちろん手

續上からいえれば地労委があつて中労委

題なので、労働省としてはその推移を見守りたい、簡単に言えばそういうことになっていくのですね。そうすると、労働省は推移を見守るにすぎない。かかった事案について結論が得出されても、それにならぬから従つてもらえない。何年も何年もその問題の解決に時間要する。その間に労働者の方は不利益な扱い、不当労働行為を受けたそのことの救済がされないままに結果として時間が過ぎてしまつて取り返しがつかないことになつてしまふ。私はこれは大変な問題だと思うのですね。だから、第三者機関にかかるつている問題であつても、労働省として、労働行政を推進する立場から、少なくともその段階で一定の行政指導はなされて当然だと思うのです。

です

そこで、一挙に問題を申し上げますが、最近のJ.R.の特徴的な一つの事柄に、かつては現場の管理者でありました。今も管理者であることは間違いないわけですが、今度は民営化したということから、この助役も組合に加入する資格を持ちました。そしていずれかの組合に入っているわけです。この助役の行為が大変職場のいわゆる円満さを欠くようなことにつながってしまっていると、現実が極めて多い。それは助役に例えれば現場の労働者がちょっと来てくれと言われると、助役の命令だから助役のところに行きますね。そうすると、その助役が、おれも組合員だから組合員の立場で君に忠告をするけれどもということで、国労や鉄産労からの脱退をほのめかすあるいは脱退をすることを条件にその人の労働条件のことになると、その助役が巧妙に使い分けるわけです。まさに職権乱用なんですよ。これは今J.R.の職場の至るところに起きているという事実。私の手元だけでも随分と資料が来ています。その資料の中身がすべて100%私のところに要望してきたとおりだと私は言わないまでも、大方そのことについて間違ない。これはいろいろな職場でそういう事実を私も聞いてまいりました。あるときは労務指揮権を持つ助役として管理者の立場で労働者に対している。いろなことを言う、途端にある場合には組合員と、いう立場に返って、おれは組合員だから不当労働行為じゃないよ、君に忠告しているんだよ、こういうことの使い分けをする。

とを聞かざるを得ない状況に追い込まれていく。こういうケースは随分あるのですが、こういううどについてどのように労働省は実態を把握され、どのようにお考えになつていらっしゃるか、お聞かせいただけますか。

なら、それは後で申し上げてもいいのですが、いろいろな差しさわりがあるでしようから、ここで名前は申し上げません。その人が言つたことは、JRに採用されるときに希望調書を出しているわけです。その人は自分のうちから一時間二十分ほど電車で通勤する箇所にずっと長年勤めてきました。しかし、自分のうちの近くにも職場があるわけですから、希望調書でできればその近くに勤務したいということを一行書いておりました。今度いわゆる助役が本人を呼び出して、君の希望調書にこういうことが書いてある、そこへ帰らしてやろうと思つけれども、君が国労にいる限りは、それはできない、国労にいるのならもつと遠いところへ転勤せざるを得なくなる、だからこの際国労をやめるべきではないか、こういうふうに言われた。大分悩んだけれども、私に今まで大変お世話をになってきたけれども、この際、私も家族を持つておりますから、国労から抜けたいと思う、了解してほしいとおとといの晩私のうちへ奥さんを連れて参りました。その人は非常に気にしておったのですが、私はそれが一つの現実だと思うので

で起きているという事実。私の手元だけでも随分と資料が来ていて、その資料の中身がすべて〇〇%私のところに要望してきたとおりだと私は言わないまでも、大方そのことについて間違いない。これはいろいろな職場でそういう事実を私も聞いてまいりました。あるときは労務指揮権を持つ助役として管理者の立場で労働者に対しているようなことを言う、途端にある場合には組合員という立場に戻って、われは組合員だから不当労働行為じゃないよ、君に忠告しているんだよ、こういうことの使い分けをする。

今労働者は雇用問題、あるいはJRのように非常に幅の広い、地域の広い職場の場合は、家から通勤できないようなところに転勤させられるおそれもある。職種も非常にたくさんに分かれている場合に、全く知らぬ職種に持つていかれたときの大変だ。こういうことが結果として助役の言うこと

で起きているという事実。私の手元だけでも随分
と資料が来てます。その資料の中身がすべて一
〇〇%私のところに要望してきたとおりだと私は
言わないまでも、大方そのことについて間違ない
い。これはいろいろな職場でそういう事実を私た
聞いてまいりました。あるときは労務指揮権を持
つ助役として管理者の立場で労働者に対している
いろんなことを言う、途端にある場合には組合員と
いう立場に返って、おれは組合員だから不当労働
行為じゃないよ、君に忠告しているんだよ、こう
いうことの使い分けをする。

やないのですよ。そういう不当労働行為がもう常茶飯事にのさばつてているという事実に労働者はきちつと対応してもらいたい、こういうことを私は言っているのです。どこの組合の味方をしてどこの組合を敵にする、そんなことを言っておるわけじやないのです。複数の組合がある場合に、労働者が自主的にどこの組合に加入するかは、これは労働者の自由でしよう。全く自由でしよう。しかし、それが本人の自由ではなくて、職権乱用のもとでそこへ行かざるを得ないようを持つていかれることが今まで労使の問題だから労働省はたまたま見て見ているということでは、労働行政のあり方を根本的に問われると私は思うのです。

私は具体的な名前を申し上げませんけれども、おとといの晩私のうちへあるJRの職員が参りました。奥さんを連れて参りました。もしその人がどこのだれべきかということを聞きたいという

しかも、ある助役が言つてゐることは、これは西日本のある職場の助役であります、どういうことを言つてゐるかというと、今一番大きな労働組合は組織率が六〇%を超えてゐる、七五%を超えるればユニオンシヨップ制をしくことができる、だからそうなつたときは君は働くなくなるよ、ここまで言つてゐるのです。ユニオンシヨップ、オープンシヨップの関係はあつたとしても、ユニオンシヨップは自發的に労働組合とあるいはその経営者側が相談をして決めるべきことであつて、七五%を超えたたら君はおれなくなるから、今のうちに組合をかわつたらどうかということを言うことは、あらかじめ特定の組合、特定の組合員をJRの職場から排除する目的でユニオンシヨップ制という問題を持ち出しあつてゐるのです。これは今の労使関係を規制してゐる法律の悪用であるし、恫喝であるし、労働組合を特定のイデオロ

とを聞かざるを得ない状況に追い込まれていく。
こういうケースは随分あるのですが、こういうう
とについてどのように労働省は実態を把握され、
どのようにお考えになつていらつしやるか、お聞
かせいただけますか。

○白井(晋)政府委員 お答えいたします。

今先生いろいろおっしゃった中で、そのケース
がどういうケースかということにつきましてはなかなか実態把握が難しい面があるわけでございま
すが、一般論として述べれば、労働組合の組合員の立場で所属組合の組織拡大等が行われる、また労働組合の活動の一環として認められるものであ
れば、それは正当な行為になるわけでございま
が、一方、今先生がおっしゃいましたような違
た立場での支配介入とというようなものがあれば、不
当労働行為の問題になるというふうに思われま
す。しかし、この問題は労使の問題だけではなくて、労労の問題もあるようございまして、いわゆる行政機関の立場として公正な立場から介入する
のはなかなか難しいというふうに我々は理解し
ているわけでございます。

なら、それは後で申し上げてもいいのですが、いろいろな差しさわりがあるでしょうから、ここで名前は申し上げません。その人が言つたことは、JRに採用されるときに希望調書を出しているわけです。その人は自分のうちから一時間二十分ほど電車で通勤する箇所にずっと長年勤めてきました。しかし、自分のうちの近くにも職場があるわけですから、希望調書をできればその近くに勤務したいということを一行書いておりました。今までいわゆる助役が本人を呼び出して、君の希望調書にこういうことが書いてある、そこへ帰らしてやろうと思つけれども、君が国労にいる限りは、それはできない、国労にいるのならもっと遠いところへ転勤せざるを得なくなる、だからこの際国労をやめるべきではないか、こういうふうに言われた。大分悩んだけれども、私に今まで大変お世話をになってきたけれども、この際、私も家族を持つておりますから、国労から抜けたいと思う、了解してほしいとおとといの晩私のうちへ奥さんを連れて参りました。その人は非常に気にしておったのですが、私はそれが一つの現実だと思うのです。

ギーにまとめ上げるということを経営者がやつておることになる。こんなことは労使関係の問題として放置できますか、どうでございますか。

○白井(晋)政府委員 様お答えいたします。

今先生御指摘の問題はなかなか事実としてはつかみにくい問題でございまして、一般的には、JR当局に対しても労働省としましては不当労働行為等の行為が行われないよう常に注意しているところでございまして、個別の問題につきましては、それぞれ労働委員会等の権威ある機関で判断すべき事柄でございまして、労働省としてはそれにタッチするのはなかなか難しいということございます。

○永井委員 局長、難しいだけではなくて、労働省としてそういう事実をできるだけ把握する、把握をした上で行き過ぎた労務管理になつていかないうに、職權乱用になつていかないように、特定の組合だけを排除することになつていかないよう指導するのが労働省の務めでしょう。例えばボーナスの問題があります。私が今ここに持つてある資料を見ますと、ある職場で夏期手当の五カットといふことが去年なされました。その五カットは六十九名がカットの対象になつたのですが、複数の組合があつて、そのカットされた六十九名はすべて国鉄労働組合員である。私はかつて国鉄時代に総裁以下を呼んでいろいろな質問をしたことがありました。一切差別をしておりません、勤務成績を勘案して公平に扱つています、言葉ではこう答弁をするのですが、しかし、まじめに仕事をしているのに、複数の組合の中で特定の組合だけがすべて成績が悪くて、あと全部成績がいいということになるわけがない。これはこの職場だけではないのです。全国調べてどんな職場も、あるいは職場そのものは建物も土地も経営者側が管理をしている。確かに管理はしているのであります。しかし、休憩時間中の労働組合の集会までも

経営者の許可がない限りは一切認めない。あるいは休憩所で労働組合が加盟している組合員に自分の組合の機関紙あるいは宣伝パンフを直接本人に渡そうとしたら、それはこの休憩所は他の組合員もいることだし迷惑だからということで、そのビラを回収する、管理者が出てきて取り上げてしまふ。一体労働運動はどこですればいいのですか。家へ帰れば全部地域はばらばらです。労働組合に加盟している者が、どの労働組合であれ自分の職場の中で昼休みなどに自由に労働運動ができる環境がほかに民間のどこにありますか。私は、そういう事実を労働省が把握をして、行き過ぎたことについてはそれを是正して、とりわけJRは人命を預かる輸送業務でありますから、そんなことが結果として安全上に波及しないように、労働省が適切に指導するのは本来の務めだと思うのですが、大臣、どうですか。大臣、ひとつお答えください。

○白井(晋)政府委員 先に私からお答え申し上げます。JRにおきましては、国労等を中心に中央労働委員会に多数の不当労働行為の救済申し立てが出ておりまして、個々の具体的な行為等につきましては、労働委員会の判断に任せなければならぬと考えております。

労働省としては、全体としては不当労働行為があつてはならないということは、当然指導いたしますところでおきますけれども、基本的には個別の労使関係に介入する立場にないわけでございまして、いすれにしましても、関係労使が十分話し合つて早期に円満な労使関係が形成されることを期待しているところでござります。

○永井委員 私は大臣に政治家としてお答えいたしました。

私は、どの労働組合をよくせよとか、どの労働組合に特別の援助を与えるとか、そんなことを言っておるわけではないのです。残念なことであります。JRCには今たくさん組合が存在しています。そのたくさん存在している労働組合の中

で、特定の目的を持つて、特定の意思を持つて経営の側が排除するとか弾圧するとか不当労働行為に走るとかということをしないように経営者の側に求めることがあつていいわけでしょう。單に行政機関が介入すべきではないということだけで事

を済ませるわけにはいかない問題を持つておるわけありますから、ひとつ大臣として、政治家としてお答えいただきます。

○中村國務大臣 労働省としましては、今労働委員会に係属中の案件につきましては、とかくの発言をすることは公正を欠きますので、従来から発言を慎んでおるのが実態でございます。一般的に申し上げまして、不当労働行為はあってはならない、してはいけない、こういう基点に立ちまして今までも指導しておるわけでございますけれども、今後におきましても、実態を踏まえながら一層強力な指導を行つてまいりたいと考えております。

○永井委員 最後に一言だけ。中央労働委員会とかそういうところに百五十件もかかっておるようになりますが、かかった問題についてはコメントを避けたい。しかし不当労働行為をしないようにしたい。表向きはそうでありますが、少なくとも全国にまたがる国有鉄道から民官に法律によって移したという企業が不当労働行為問題でどんどん地労委に提訴されること自体が異常なんですよ。だから事前の段階で、提訴されないように、そういうことになつていかないように指導するのが労働省の務めではないか、私はこう言つているのです。もう一言だけ大臣からお答えください。

○中村國務大臣 御指摘の点におきましては、十分念頭に置きながらこれからも指導してまいりたいと考えております。

○永井委員 まだまだ不十分でありますけれども、具体的な問題については改めて担当の方と話をすることにいたしまして、質問を終わります。

○池端委員 長 池端清一君。

○池端委員 まず最初に、労働関係調整法の改正問題についてお尋ねをいたします。

御案内のように、日本電信電話公社は、昭和六年四月以降民営化されまして、日本電信電話株式会社として新たにスタートを切ったわけでございます。これに連絡して過ぐる百一、百二の両国会で関係法案の審議が行われたわけでございます。これが関連して、JRの運営はどのように運営されるわけについても一部改正案が提案されただけでありますから、ひとつ大臣として、政治家としてお答えいただきます。

○白井(晋)政府委員 お答えいたします。

今先生御指摘の労調法附則第三条の特例調停制度につきましては、経過は先生が述べられたとおりでございまして、この四条におきまして「施行の日から三年後に、その施行後の諸事情の変化を勘案して、見直しを行うものとする」とされております。労働省では四月一日からの見直しに向けて労使関係者からのヒアリングを行うなど内部で鋭意作業を進めているところでございます。

○池端委員 昭和五十九年七月十九日の衆議院通信委員会において、同僚議員の質問に対し、当時の総理、中曾根首相から、この規定により、すなわち、この附則第四条が新たに追加修正されたことにより、与野党合意を踏まえ、三年後に新会に係る特例措置について見直すことになるが、

その際には電気通信事業分野における状況の変化等を勘案し、この措置の廃止も含め見直しを行ふ、こういう答弁があつたわけでございます。本来、私はさきに申し上げたとおり、この制度はそもそもストライクについての二重規制を行うという極めて不当なものである、直ちに撤廃されるべきものだと考へておるものでございますが、施行後の状況についても諸事情の変化を見ると、この特例調停制度はその必要性は全くなくなつてゐる私は考へるわけでございますが、労働省としてはどのような認識をお持ちになつてゐるのか、その御見解を承りたいと思うのであります。

○白井(晋)政府委員 お答えいたします。

特例制度の見直しに当たりましては、今先生御指摘の、当時の国会審議の状況や民営化後のNTTの労使関係その他の事情を踏まえまして検討を進めているところでございますが、NTTの状況を見ますと、電話の通信等の基本業務については自動化が図られ、通常の争議行為では直ちに通信の途絶を招くおそれは少なくなつてゐる。労使関係につきましても、もう御存じのとおりでございまして、安定的に推移しているというふうに認識いたしております。また、そのときに問題になりました独占というような問題につきましても、第二電電等の新会社が昨年九月から電話サービスを開始する、まだシェアは低うございますが、そういう競争市場が徐々に形成されないと承知しているところでございます。これらの問題を勘案しながらいすれにしましても、四月一日以降できるだけ速やかに検討を進めてまいりたいと努力しているところでございます。

○池端委員 検討を進めてまいりたいといふ話であります、検討するには当然であります。要は結論であります。結論を得るように努力する、こういうふうに理解してよろしくございますか。

○中村国務大臣 この法案が成立するときの経緯につきましては、私も十分承知いたしておりますし、当時の大蔵大臣あるいは当時の大蔵大臣の発言も承知をいたしております。本来的には四月

以降検討するということでございますけれども、郵政省はどういうようなお考えをお持ちですか。郵政当局の御見解を承りたいと思います。

○品川説明員 お答え申し上げます。

電気通信関係は当省で所管させていただいておりますけれども、先生今御指摘の労使関係調整法の条項につきましては、見直しそのものは申し上げるまでもございませんけれども、労働省においてその結論を出される責にあられるわけでございまして、郵政省としましては、その結論についてとやかく申し上げる立場にないわけでございますが、いざれにしましても先生御指摘の總理答弁の方向もござります。したがいまして、郵政省としても、そうした状況を踏まえまして、労働省と関連する必要な情報について交換をするなど対処をしてまいりたいと考えております。

○池端委員 確かに今お話をありましたように、

第一義的には、これは労働省の判断にまつものになると思ひます。しかし、NTTの監督官庁は郵政省であることは紛れもない事実でございますし、この改正案が審議されたのも、実は社会労働委員会ではなかつたのであります。通信委員会で行われた、百一国会、百二国会。そういう経緯も無視することはできない、私はそう思ひのです。

そこで、重ねて郵政省にお尋ねしますが、五十年九月十二月七日、参議院の連合審査における当時の左藤恵郵政大臣の答弁、すなわち、我々としては、暫定期間に労使のよりよい関係を続けていた希望している、こういうお答えがござりますが、

その立場は今も変わつていいと確認してよろしくございますか。

また、ただいま労働省の白井労政局長から答弁がございましたように、通常の争議行為では直ちに通信の途絶を招くおそれは少なく、労使関係に

ついで、民営化後も引き続き安定的に推移しているという認識をしている、こういう答弁をされおりますが、郵政省としては、この問題についてはどういう御認識をお持ちになつておられるか、その御見解を承りたいと思うのであります。

○池端委員 お答え申し上げます。

第一点の電気通信事業の現況でございますが、先生今御指摘のとおり、事業運営も労使関係も大変良好に推移しておるわけでございます。電気通信の重要性、これは今までにもさるとも劣らないものになっていくわけでございますが、先ほど申し上げましたように、それが労使関係を法においてどのように判断されるかというの、一義的に労働省で御判断になることでございますけれども、ただ、私どもとしましては、今国会におきましても、小沢官房副長官の方から「見直しの際には廃止の方向で検討する、こういう基本の方針は竹下内閣におきましても変わらないものである」と思ひます。」という政府答弁がございました。私どもこれを十分念頭に置いて労働省と意思疎通を図つておるところでございます。

○池端委員 お答えいたします。

事業運営している当事者の答弁としてはちょっと限界があるかと思ひます、状況いたしましては、先ほど御説明したとおりでございますが、三条は早急に廃止されることを希望している、このように理解してよろしくございますか。

○朝原参考人 お答えいたします。

事業運営しておるところの答弁としては、先ほど御説明したとおりでございますが、状況いたしましては、事業運営上は十分対処できるということを申し述べておきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○池端委員 本來この問題は国会が決めることでござりますが、今のお答えを聞きますと、労使協定もあり、労使関係のより安定的発展のためにも廃止されることが望ましいというニュアンスの御答弁であった、私はそのように理解をしたわけ

ございます。

そこで大臣、先ほどもお答えがございましたが、ちょっととまた重ねてお尋ねをしたいと思うの

であります。

○池端委員 今お尋ねしますが、附則が廃止されても、事業運営上NTTとしても十分対処できることとは会社側としても四月一日以降この附則第三条は早急に廃止されることを希望している、このように理解してよろしくございますか。

○朝原参考人 お答えいたします。

思ひます。

○中村國務大臣 先ほども申し上げましたように、当時の竹下大蔵大臣の発言内容も十分承知をいたしておりますのでございまして、その御意見と私はいささかも変わりありません。私としましては、ただいま先生の御意見やあるいは参考人や郵政省の御意見を踏まえながら、早い時期に結論を出すよう積極的にこれから検討を進めてまいる所存であります。

○池端委員 ただいままでの労働大臣あるいは労政局長、それから郵政省あるいは会社側の皆さんのお答えを聞いておりますと、附則第三条、すなわち特別調停制度は即廃止されても、事業の公益性が損なわれることはないという確信を私はますます強めることができます。要は労働大臣、あなたの決断だと思うのでございます。円満な労使関係を維持するためにはやこの問題は議論の段階ではないと思うのであります。要は労働大臣、あなたの決断だと思うのでございまして、も、四月一日以降廃止するということでは、その廃止の法案を今国会に提出すべくある、こう思いますが、大臣の決意のほどを承りたいと思いま

○中村國務大臣 今国会に提出をという、そのこ

と自体ここで約束はできないわけでござりますけれども、いろいろな相談する機関、関係機関も

ありますので、十分連携をとりながらできるだけ

早い時期ということで御理解をしていただきたい

と思ふわけであります。

○池端委員 いろいろ申し上げましたけれども、私が今申し上げた趣旨を踏まえて対応していただ

ける、そのように理解してよろしくござりますか。

○中村國務大臣 大方そういう方向でありますこ

とは間違いないと思うわけであります。

○池端委員 今国会の会期は五月二十五日まででございまして、あと二ヶ月余りもございます。期間

は十分あるのでございましょうから、早急に結論を出

して、必ず今国会に労調法附則第三条についての廃止の法案を提出していただくよう重ねて強く強く求めて、この問題についてはこれで終わりに

し、次の質問に移りたいと思います。

○野見山政府委員 六十年に改正されました国民

の祝日にに関する法律の第三条におきまして「休

日」とございまして、趣旨は五月三日と五日に挿

まれた五月四日を休日とするという内容のもので

ございます。

○池端委員 今労働基準局長からも答弁ありましたように、昭和六十年の十二月の国会で、そこに

おられます丹羽雄哉議士が当时小委員長をして

おりまして、私たちも参考をして議員立法で実は

國民の祝日にに関する法律が改正をされたわけであ

ります。祝日と祝日の間に挿まれた日といふんで

すか、谷間の日ですか、この日を日曜や振りかえ

休日ではない限り休日にするという一項が実は新

たに加わったわけであります。具体的には五月四

日が不定期の特別休日になつたわけでございま

す。これは不十分ながらも海外からの批判が強い

ことから、我が國の長時間労働解消のねらいも実は認められ

ていたのでござります。ところがこの五月四日、

御案内のように、昭和六十一年は日曜日と重な

り、六十二年は三日の振りかえ休日となつたため

に、実際に適用されるのはことしが初めてといふ

ことになるわけでござります。

しかし、この五月四日は國民の祝日ではなく

て、いろいろな言い方もありますけれども、國民

の休日といったような呼び名もされている。カレ

ンダーでは休日でも、実際事業場では、休みにす

るかどうかはそれぞれの事業場によって異なる、

対応がまちまち。労使協定はない、協約はない、

あるいは就業規則はない、こういうことで、実際

に法律改正をしても、この日を休日として休むと

いうような企業は、全部の企業ではないで

れども、この日を出勤扱いにするという企業も大

分あるようであります。あるいは指定休日とす

る、あるいは振りかえ休日とする、従来どおりの

出勤扱いにするというような事業場、企業が多い

わけでござります。これではまさに仮つて魂

入れず、あるいは西電点睛を欠く、私はこういう

ことになると思うのであります。私は、今労働省とし

ては、この五月四日を休日とするかどうかという

問題についての全国的な実態をどういうふうに把握

されておりますか、その点についてお尋ねをし

たいと思うのであります。

○野見山政府委員 五月四日を休日とするという

ことにされました趣旨に沿いまして、私どもとし

ては、今後連続休暇を普及していく上でも、この

普及啓蒙は非常に重要であると考えておるわけ

でございます。

○野見山政府委員 五月四日を休日として追加した企業は、そ

の時点で三十三社、指定休日は十八社、振りかえ

休日は二社、七社は従来どおり出勤、こういう調

査結果も実は出ているわけであります。

こういう指定休日であるとか振りかえ休日では

休日増にはならないわけでございまして、六十年

の法改正の意義はあくまでも我が國の長時間労働

解消への第一歩を踏み出したものでござりますの

で、この法改正の意義がぜひ十分徹底されるよう

に指導をお願いをしたい、このように思うわけで

ございます。

五月四日までまだ一ヵ月以上ござりますので、

すべての労働者にとって休日増となるように、そ

の指導を徹底的に行ってもらいたい、こういうふ

うに思うのであります。重ねてその所信のほど

を承りたいと思います。

○野見山政府委員 この法律の趣旨に沿いまし

て、國民の働く人たちができるだけ多くの連続

休暇をエンジョイできるように、私どもといたし

ましても精いっぱい努力をしてまいりたいと考

えております。

○池端委員 次に、私先般の三月九日の予算委員

会分科会でもお尋ねをしたのでありますが、どう

もその内容が具体的でないので、この点について

改めてお尋ねをしたいと思うのであります。

それは季節労働者の皆さん方に対する冬期雇用

援護制度の問題でござります。これが、経過は省

略いたしますけれども、この制度は六十三年度限

りとなつております。六十四年度以降どうなる

のか、非常に不明でございます。北海道の季節労

働者三十万人と言われておりますけれども、この

考へております。

方々は、この制度がどうなるのか、非常な不安を持つておるわけでございます。

この点についてお尋ねをしたのであります。明確な回答がございませんでした。改めてこの問題について労働省はどうに対応されるのか、具体的な明確にお答えを願いたいと思います。

○岡部政府委員 季節労働者の雇用の安定を図りますためには、通年雇用の推進が基本であるわけでございます。季節労働者の通年雇用の促進を目的とした通年雇用奨励金制度の活用を図るほか、季節労働者の生活の安定のための基盤整備が進むまでの暫定措置といたしまして、先生御指摘のように、昭和六十三年度までの措置といったとして、冬期雇用安定奨励金制度及び冬期職業講習助成給付金制度を設けまして、通年雇用化の基盤整備に努めているところでございます。

そこで、昭和六十四年度以降はどうなのかといふことでございまして、お尋ねでございますが、この給付金制度のあり方につきましては、これら

の制度の創設の経緯や関係自治体及び事業主の工事の通年施工化への努力、関係労働者の雇用の実態等を十分に検討いたしまして、從来からお答えを申し上げますとおり、誠意を持つて対処してまいりたいと考へておるわけでございます。

○池端委員 誠意を持って対処するというお答えでございますが、その誠意の中身がはつきりしないのです。いまいちきつとしたもののが出てこない。もちろんこれは財政当局とのいろんな折衝等も残されているから、今余り具体的なことは言えないという事情もわかります。しかし、単に誠意を持つて対処するというのでは一体どうなるのか。誠意を持つてやつたけれどもだめだった、これではお話にならないわけでございますので、も

つと具体的な内容、方向、そしてまた、この問題については北海道でも通年施工、通年雇用というものに向けて、厳しい財政状況でありますけれども、冬季工事については一〇%の増高経費を見るというようなことも昭和六十三年度やろうとしているわけであります。そういう地方自治体の努力

なんかというのも、やはり評価をしていただきたいと思うのであります。それだけではまだまだ不十分でございますので、もっと具体的のあるべきでございます。こう思つてあります。

○中村国務大臣 北海道の季節労働者の問題については、先生大変御熱心にいろいろな面で御協力いただいておりまして、ありがたく思つていただけでございます。全国の季節労働者の約半分を占める北海道でございますだけに、私どもも重大な関心を持つておるわけでございます。

雇用の通年化ということは、その前提として公共工事あるいは民間工事等を含めて工事の通年化などを初め関係省庁あるいは民間関係者、きりぎりの線まで努力をしなければいけないというよう

に思つておるわけでございまして、そこで前回誠意を持つておることでござりますけれども、本当にござりますので、私が國は

わゆる土民労働者は二種類ございまして、一つは、属地の土民、これにつきましては、我が國は本条約を批准いたしました際に、適用を受ける属

地として太平洋諸島を挙げておったところでございまして、第二次大戦後、こうした属地は失ったことによりまして、適用を受ける土民の労働者は

存在しなくなつた旨の報告をいたしております。いま一つは、本土の非自立土民でございまして、これにつきましても、本土地域の非自立土民も存

在しない旨あわせて報告をいたしておりますところですが、この部分につきまして、この結論に達した経緯につきましては、当時の資料が乏しく、つまりかではございません。

○池端委員 本条約の適用を受ける属地として太平洋諸島を失つたから適用を受ける労働者が存在しない、これは本当に認識不足でありますし、いわゆる我が国は单一民族国家、そういう立場をとつた論法であると思つておるのですが、それは、この条約の意味、内容を含めまして、それ

との関係では問題が出てきているところで

は存在しなくなつた、こういうふうに言つておるわけでございまして、これは私は事実誤認も甚だしいのではないかと思つますが、これは何を指してこういうような報告をしたのか、そのことをひとつ明らかにしていただきたいと思うのであります。

○清水(傳)政府委員 ILO第五十号条約は、御承知のように、いわゆる土民労働者を募集する場合の規律を定めたものでございまして、國の属地または本土地域の自立していいわゆる土民の労働者の募集を伴う經濟開発計画を承認するときには、関係住民に圧迫の危険が加えられることを避ける、そういうふうな措置をとることを定めたものでございます。この条約が対象としているいわゆる土民労働者は二種類ございまして、一つは、属地の土民、これにつきましては、我が國は本条約を批准いたしました際に、適用を受ける属

地として太平洋諸島を挙げておったところでございまして、第二次大戦後、こうした属地は失つたことによりまして、適用を受ける土民の労働者は

存在しなくなつた旨の報告をいたしております。その点について、大臣、どうですか。

○池端委員 経緯等ではないのですよ。この報告の内容について再検討を行つべきである、経緯でございまして、我が國においてこの条約の適用の余地がなくなつた、こういう結論で報告をいたしておるわけですが、その結論に達した経緯等につきましては、さらに検討をいたしてまいりたいと思います。

○清水(傳)政府委員 この条約は戦前に批准をいたしておる条約でございますし、また政府が最終的な報告書を提出いたしましたのも三十年も前のことでございまして、我が國においてこの条約の適用の余地がなくなつた、こういう結論で報告をいたしておるわけですが、その結論に達した経緯等につきましては、さらには検討をいたしてまいりたいと思います。

○池端委員 経緯等ではないのですよ。この報告の内容について再検討を行つべきである、経緯でございまして、我が國においてこの条約の適用の余地がなくなつたことでございまして、この結論、この報告の内容、これは全く事実と相違しているということから、再検討、見直しをすべきであると考えます。その点について、大臣、どうですか。

○清水(傳)政府委員 いわゆる非自立的な土民が存在するかどうか、こういう点について当時そう

いう報告を出した経緯については、先ほど申しましたように、つまりかではない面がございま

す。経緯等と申し上げましたのは、本条約の今日

の内容についてはいろいろな議論もあると

ころと存するわけでござりますし、またこの条約の適用対象がどうであるかということが現時点でILOとの関係では問題が出てきているところで

はないというのが実情でございます。ただ、私どもいたしまして、先生の御指摘の意味合いとい

ういうふうな状況にござりますので、そういうふうな状況にござりますが、先ほど

申しましたように、報告との関係におきましては

もう少しありたまつて、先生の御指摘の意味合いとい

ういうふうな状況にござりますので、そういう

経緯等についてさらに検討いたしてまいりた

い、このように御答弁を申し上げておるところで

つた際、本条約の適用を受ける労働者は我が國は明らかにアイヌ民族の存在というものを認め、

ILO五十号条約、これは特殊ノ労働者募集制度ノ規律ニ闇ヌル条約ということで、五十年前の一九三八年七月二十七日、時の枢密院会議でこれが批准されているわけでありまして、同年の九月八日に登録をされたわけであります。ところが、この条約の適用について、戦後ILOに報告を行つた際、本条約の適用を受ける労働者は我が國に

ございます。

○池端委員 今日までの国会における総理なり外務大臣の答弁等も踏まえて、ひとつこの問題について労働省内部においても真剣に見直しの方向で再検討してもらいたいということを強く私は求めておきたいと思います。

次に、この問題に関連をいたしまして、現在、ILO百七号条約の改正問題が起きているわけでございまして、日本政府に対しても八十項目から成るILO当局からの質問等も出されておるわけでございます。このILO百七号条約の改正問題の背景には、少数民族の文化、宗教的伝統、生活様式等を尊重するということが基本でございまして、同条約の基調となつたものが同化政策であつた、この同化政策に各方面から批判が生じてきただことによって、この百七号条約の改正問題といふものが今国際的にクローズアップされているわけでございまして、この国際的な考え方の変化について、労働省としてはどのように考えておられるか、その点をお伺いしたいと思います。

○清水(傳)政府委員 ILOの報告書によりますと、百七号条約の改正問題の背景には次のようないくつかあるというふうに述べられておるところでございます。第一は、年月の経過とともに、この条約が基本的に目指しております同化政策について多方面からの批判が生じてきたということ。第二は、この条約の採択以来、原住民なりあるいは種族民が自分自身の利益を保護あるいは促進する諸機関を自分の手で組織するようになつてきましたということ。それから、原住民及び種族民も、この条約が極めて時代おくれになつていると感じてゐる。この三点が指摘をされておるところでございまして、労働省といつても、この問題を検討するに当たつて、こうした報告書に述べられているような背景を踏まえまして、ILOの討議には積極的に対処してまいりたいと思っておりま

す。○池端委員 先般の予算委員会の分科会でも、労働大臣は、本年あるいは来年六月のILOの総会へ

参加しつつ、この問題は検討していきたい、こう

いう答弁があつたわけではあります、これでは非常に消極的な態度ではないか。アイヌ民族が我が

國の先住民族であるといふ嚴然たる事実を踏まえて、もっと前向き、積極的に対処して法改正に臨むべきではないか、私はこう思うのであります。

○中村國務大臣 先般の予算委員会における私の答弁は、百七号条約の改正に消極的に取り組む、こういふ意味ではございません。ILO条約の討議は本来的に政府 労働者及び使用者の各代表に会を通じまして、条約改正案の不明確な部分を明確にして、積極的かつ適切に対処をしたいということであつたわけでございます。

なお、先生御指摘のアイヌの人々については、独自の宗教及び言語を有し、独自に文化を保有しているということについては、私は十分承知をいたしているわけでございまして、先生の御主張も頭の中に入れながら、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○池端委員 時間も経過をしましたので、あと一、二、林業労働の問題についてお尋ねをしたいと思います。

この林業労働が過酷な労働条件のもとで今日労働災害が多発をしております。三十人以下の事業規模では鉱山など地下産業の労働災害発生率をはじめにしのぐ突出した数値をあらわしているのでござります。これは林業の分野での労働安全の問題が非常に軽視をされている、こういうところにも起因をしておりますし、企業及び監督行政の方

り方が問われている問題だと私は思います。

この際、事の重大性にかんがみ、企業及び林災協任せの安全指導あるいはパトロール、こういうようなあり方及び現在の林業振動障害防止対策会議の運営のあり方等について全面的に見直しを行つて、自治体単位に自治体や労働者代表を含めたきめ細かい防災システムを確立すべきでないか、

こういふうに考えるわけでございますが、ひと

つの点についてお尋ねをしたいと思うのであります。

労働あるいは作業の立地場所等々、非常に難しい分野にございまして、その中でやはり災害の発生が他の産業に比べて高いといふのは御指摘のとおりでございます。したがいまして、林業における安

全対策、これは從来から労働基準行政における重点対象の一つとして取り上げてきたところでございまして、特に昭和五十六年以降は振動障害防止総合対策を三次にわたりまして策定し、予防あるいは補償あるいは社会復帰等の対策を講じてきましたところでございます。

このうち、この予防対策等につきましては、單に監督指導のみならず、やはり企業、労働者、そして災害防止関係団体の総合的な協力の中で進めが必要があるということで努力をしてまいつておるところでございまして、特に作業管理の推進につきましては、全国三十二地方労働基準局単位に林業振動障害防止対策会議を設置いたしまして、原則として、関係事業主あるいは労働者代表、さらには自治体の代表も参加するという前提で会議の運営をしておりますけれども、なお十分に會議のメンバーの点で徹底していいところがございまして、これらにつきましては、さらに関係団体の参加を認めながら振動障害防止対策の一層の推進に努めると同時に、地方単位に進められております開保上、それぞれの自治体特有の問題があ

ります。あります開保上、それらの問題も取り上げながら、さらにきめ細かな会議の運営ができるよう努めまいりたいと考えております。

○池端委員 時間でございますので、終わります。ありがとうございます。

○稻垣委員長 草川昭三君。

○草川委員 草川であります。

午前中に三十分間、本日の質問の中での外国人労働問題をまず最初に取り上げさせていただきたい、こう思います。また午後、賃金問題、また外国人労働問題等を行いたいと思います。

そこでまず、経済企画庁がお見えになつておられると思うので、経済企画庁にお伺いいたしますが、最近、我が国における外国人雇用と国民生活に関するアンケート調査、こういうのが経済企画庁によつて行われまして、日本の各民間企業の中における外国人労働に対する期待というものがかなり鮮明にこのアンケートには出ておるやに聞い

医療や補償の打ち切りありき、こういう姿勢はない、こういうことを先般も言わせておりま

たが、その考え方については、今も変わらないといたが、その考え方について、最も変わらないといふうに確認してよろしくございます。これが非常に不十分でございます。これについても、先般の要請に対して、昨年成立をした地域雇用開発等促進法、この考え方を急頭に置いて実効ある対策をとつていただきたい、こういふうに大臣はお述べになつておりましたが、今日もその考え方へ変わりはないと思ひますが、いかがでございましょうか。

○中村國務大臣 最初の問題でございますけれども、基本的には前の答弁と変わっておりません。ただ、私どもは、早期に治療、治癒をいたしまして正常な業務に復帰することを前提にいろいろと努力しておる、こういうことでございます。

なお、後段の問題につきましては、御承知のように、林野庁における各種の林業振興施策との連携を図りつつ、通年雇用奨励金制度等の活用によりまして通年雇用の促進に努めるとともに、地域の施設をこれからも積極的に取り入れてまいります。

ただ、私どもは、早期に治療、治癒をいたしまして正常な業務に復帰することを前提にいろいろと努力しておる、こういうことでございます。

ただ、私どもは、早期に治療、治癒をいたしまして正常な業務に復帰することを前提にいろいろと努力しておる、こういうことでございます。

ただ、私どもは、早期に治療、治癒をいたしまして正常な業務に復帰することを前提にいろいろと努力しておる、こういうことでございます。

ただ、私どもは、早期に治療、治癒をいたしまして正常な業務に復帰することを前提にいろいろと努力しておる、こういうことでございます。

ただ、私どもは、早期に治療、治癒をいたしまして正常な業務に復帰することを前提にいろいろと努力しておる、こういうことでございます。

ただ、私どもは、早期に治療、治癒をいたしまして正常な業務に復帰することを前提にいろいろと努力しておる、こういうことでございます。

ておるわけであります、経済企画庁の方から簡潔に御答弁を願いたい、こう思います。

○宮地説明員 今先生御指摘の調査でございますけれども、これは昨年の十月の後半に、企業、特に上場企業を中心にして千社、それから一般国民三千名を対象に調査したものでござります。

その結果を見ますと、企業が受け入れたらしいと考えておるような職種を見てみると、日本人が代替できないような技術あるいは技能を必要とする職種、これが四九・七%の企業が答えております。そのほか、外国人の方が効率的な職種というものが四四・七%ございます。ただ、一方、単純な肉体労働の関係の職種につきましては三・一%にすぎません。職種に制限を設ける必要はないと言ふべきであります。

答えた企業も三五%ぐらいございますけれども、これはほかの調査項目で見ますと、これにつきましては、単純な肉体労働でもいいというようなことではなくて、技術あるいは技能があれば日本人が代替できるような職種でもいいのではないか、そういうような解釈ができるのではないかと思ひます。

○草川委員 今經濟企画庁の方からお話をございましたように、今日の国際的な相互依存関係、物と情報、人の国境を超えた移動が非常に増大をしているという立場からのかなり積極的なアンケートだと思うのです。労働省の方はこういうアンケート調査という形ではございませんが、昨年十二月に外国人労働者問題研究会を発足させて、その場に労使各側あるいは各業界の代表者等にお見えいただきまして、それぞれの意見聴取を行うというふうな形において各界の意見を聴取しているところでございます。

○草川委員 その外国人労働者問題研究会の取りまとめが三月の末ごろに一応検討結果が出るという見通しになっております。しかもまた、サミットを持つている方と定義しておりまして、具体的な

トが近く予定をされるわけで、經濟企画庁の方に御答弁を願いたい、こう思います。

○宮地説明員 今先生御指摘の調査でございますけれども、これは昨年の十月の後半に、企業、特に上場企業を中心にして千社、それから一般国民三千名を対象に調査したものでござります。

その結果を見ますと、企業が受け入れたらしいと考えておるような職種を見てみると、日本人が代替できないような技術あるいは技能を必要とする職種、これが四九・七%の企業が答えております。そのほか、外国人の方が効率的な職種といふのが四四・七%ございます。ただ、一方、単純な肉体労働の関係の職種につきましては三・一%にすぎません。職種に制限を設ける必要はないと言ふべきであります。

答えた企業も三五%ぐらいございますけれども、これはほかの調査項目で見ますと、これにつきましては、単純な肉体労働でもいいというようなことではなくて、技術あるいは技能があれば日本人が代替できるような職種でもいいのではないか、そういうような解釈ができるのではないかと思ひます。

○草川委員 今經濟企画庁の方からお話をございましたように、今日の国際的な相互依存関係、物と情報、人の国境を超えた移動が非常に増大をしているという立場からのかなり積極的なアンケートだと思うのです。労働省の方はこういうアンケート調査という形ではございませんが、昨年十二月に外国人労働者問題研究会を発足させて、その場に労使各側あるいは各業界の代表者等にお見えいただきまして、それぞれの意見聴取を行うというふうな形において各界の意見を聴取しているところでございます。

○宮地説明員 今經濟企画庁の方からお話をございましたように、今日の国際的な相互依存関係、物と情報、人の国境を超えた移動が非常に増大をしているという立場からのかなり積極的なアンケートだと思うのです。労働省の方はこういうアンケート調査という形ではございませんが、昨年十二月に外国人労働者問題研究会を発足させて、その場に労使各側あるいは各業界の代表者等にお見えいただきまして、それぞれの意見聴取を行うというふうな形において各界の意見を聴取しているところでございます。

○草川委員 この問題はまだ後ほど労働省の方に御答弁を願いたい、こう思つておられます。

○宮地説明員 今先生御指摘の調査でございますけれども、これは今度の予算委員会等でも議論になつておるわけであります。また労働省の方も、今の外国人労働者問題研究会以外にも雇用審議会の答申というのが五月ぐらいにまとまると思っておりますが、今までの対応ではなくて、外国人労働者の問題については何らかの一つの方向というものを作り出さざるを得ないのではないか、こう思つております。

また一方、これは今度の予算委員会等でも議論になつておるわけでありますが、外国人の不法就労者というのがついに一人突破をしたという状況が出てきておるわけであります。政府の本格的な対応ということが必要ではないだろうか、こ

う思うわけであります。

そこでもう一度、民間企業のアンケート調査の中、先ほど来単純労働の問題等につけても若干の答弁があつたわけでありますけれども、特に単純労働者と有技能労働者、技能を持つ労働者の扱いについては、この中でどうなつてあるのか。ついでながら、これは言葉の定義として労働省にも一遍お伺いしたいと思うのですけれども、單純労働といふものは定義があるのかないのか。何となくわかつたようなわからぬようなことで、單純労働というと、私自身の頭の中には単純労働というのではなく、それらしき人々のかなといふ意識はあるのですが、この単純労働といふものも言葉として定義の位置づけをどこかでないと、今後非常に問題が出てくるような気が私はしてなりません。そんなことも含めて、とりあえずこのアンケート調査の中における単純労働者と有技能者の扱いといふのはどういうことになつておるのか、經濟企画庁にお伺いしたいと思います。

○宮地説明員 お答えいたします。

○草川委員 今五月ぐらいまでに何らかの位置づけをしたい、こういう大きな方向が出たと思うのです。この前、総理がフィリピンを訪問なされたときに、フィリピンの大統領でございますが、日本の中における位置づけをもつと明確にしてもらいたい、あるいは地位を確保してもらいたいといふような要請を受けたと新聞報道では言つておるわけであります。これが合法であろうと非合法であろうと、含めて私は申し上げておるのでありますけれども、労働省は当然今のような大きな流れは御存じでお見えになるわけであります。今小池先生が中心になつておる研究会でござりますが、これも三月ぐらいに結論が出るということになつておるようですけれども、大体どういうような方向でこの外国人労働といふものを位置づけていかれようとしておるのか、お伺いをしたいと思います。

○草川委員 労働省への質問はちょっとここで中止して横に置きますが、法務省がお見えになつておられるので、いわゆる不法就労者の問題についてお伺いをしたいのです。もう法務省の方から我が国にいるところの不法な就労者の各國別のデータ等については発表されておりますので、私の方も今ここでは改めて聞こうとは思ひません。しか

する、これは当然のことながら観光ビザですから入国するわけです。ところが、その後日本語学校にいるのに入学をして、そこで日本語を勉強する、こういう一つの手を使いまして、不法残留をしてしまったという方が現実には随分我が國の各職場にもいるのではないか、こう言われているわけです。この観光ビザというのは九十日以内でありますから、最近は在留期間十五日間の観光ビザしか発給されてないケースが多いと言われておりますけれども、今私が申し上げましたように、日本語学校への入学手続をとつて就学ビザに変更するというのが急増しておる。中にはこういう方々だけでも不法就労者が一人だと言いましたが、一万個人ではなくて五万とも言われる、あるいは男女合わせるとそれをもつと超すのではないかと言われておるわけでありますけれども、法務省の方から、いわゆる隠れみの的な日本語学校の現状といふのは一体どういうことになつておるのかお伺いをしたい、こう思います。

○草川委員 お答えします。

日本に日本語を勉強するという目的で入ります外国人、それからただいまおっしゃいましたように、観光の名目で来ましてから日本語学校に入るという形の外国人とかいろいろございますが、日本語学校に在籍している外国人で専ら建設工事の労働に従事している、あるいは風俗営業関係の店舗で稼働している、こういう事が判明いたしました。数としましては、こういう形で調査をしたのは昨年百四十七名になつております。これは学校がそれを承知しながらしているということも調査の結果わかりましたので、現在では学校側に報告を求め、学校の状態、学生本人の出席状況その他を調査して、定員についても管理をしながら处置しているところでございます。

○草川委員 外国人の就学生の事前審査というのを法務省はやられてみえると思うのですが、それを六十年の許可あるいは六十一年、六十二年と分

けてどの程度学校がふえてきておるのか、あるいは不許可の学校もあるのかどうか、お伺いをしたる、こういう一つの手を使いまして、不法残留を入国するわけです。ところが、その後日本語学校にいるのに入学をして、そこで日本語を勉強する、こういう一つの手を使いまして、不法残留をするわけです。この観光ビザというのは九十日以内でありますから、最近は在留期間十五日間の観光ビザしか発給されてないケースが多いと言われておりますけれども、今私が申し上げましたように、日本語学校への入学手続をとつて就学ビザに変更するというのが急増しておる。中にはこういう方々だけでも不法就労者が一人だと言いましたが、一万個人ではなくて五万とも言われる、あるいは男女合わせるとそれをもつと超すのではないかと言われておるわけですが、法務省の方から、いわゆる隠れみの的な日本語学校の現状といふのは一体どういうことになつておるのかお伺いをしたい、こう思います。

○草川委員 お答えします。

日本に日本語を勉強するという目的で入ります外国人、それからただいまおっしゃいましたように、観光の名目で来ましてから日本語学校に入るという形の外国人とかいろいろございますが、日本語学校に在籍している外国人で専ら建設工事の労働に従事している、あるいは風俗営業関係の店舗で稼働している、こういう事が判明いたしました。数としましては、こういう形で調査をしたのは昨年百四十七名になつております。これは学校がそれを承知しながらしているということも調査の結果わかりましたので、現在では学校側に報告を求め、学校の状態、学生本人の出席状況その他を調査して、定員についても管理をしながら处置しているところでございます。

○草川委員 何回か申し上げますけれども、いわゆる不法就労の隠れみのとしてかかる学校というものが利用されないように厳正な対応をお願いしたい、こういう趣旨でございます。

そこで、もう一回今度は話を労働省の方へ戻します。今いろいろと経済企画庁の方のアンケート調査等の報告も出ております。これは当然労働省の方も十分読んでみえると思うのでござりますけれども、私は、外国人労働者問題は、先ほどから出でおります単純労働においては認めるべきではないという立場をとつておるもので、ただ、専門的な職業を持つ方々の場合にもっと門戸を開いてありますし、先ほど法務省の方も調べたことがあります。外國人の就学生の受入機関をもう少し

まとめて、非常にしつかりとした、いわゆる学校教育法に基づく学校ではないわけですから、これは文部省の所管にはならぬようですが、私は窓口としては法務省がこのような外国人に日本語を教えるという関係者の方々を集めて、不法就労等のことのないように何らかの対応を立てべきだと思うのですが、その点どのような考え方を持っておられるのか、お伺いします。

○草川委員 先ほど申しました日本語学校に在籍している外國人の不法就労が問題になりましたのが一昨年の八月から十月にかけてでございまして、厚生省の方も十分承知の上だと思うのです。私ども地元においていろいろ民間の団体から、看護婦の教育が非常に不足をしておるので、國、県、地方自治体の助成ももらひながら、そしてまた定着をするようなことを考えてほしいという陳情を随分受けております。そういう中で、例えば外国人労働、東南アジアの方々に日本に来ていただき、そして日本で看護婦さんの資格を取つていただけ、そして日本で看護婦さんの資格を取つていていただく、そしで一定期間日本の病院で働いていただき、そして日本で看護婦さんの資格を取つていただけ、そしでその資格を取つていただけ上で本国へ帰つていただき、本国の医療に従事をしていただく、これは大変役に立つ方法ではないだろうか、私はこう思つておるわけであります。しかし、残念ながら現在では、外国人労働者の方々を看護婦として日本で採用するということはできません。この点について厚生省の方の見解をお伺いしたい、こう思つておるわけですが、向こうで技術を学んで受け入れを行ふこと、受け入れの体制を整備することが必要であるということで外国人就学生を受け入れ機関協議会というものができました。

○矢野説明員 外国の看護婦につきましては、現在の保健婦産婦看護師法におきまして、その第二十一条で看護婦の国家試験の受験資格を決めております。しかし、看護婦の国家試験の受験資格を決めて厚生省の方の見解をお伺いしたい、こう思つておるわけですが、向こうで技術を学んで受け入れを行ふこと、受け入れの体制を整備することが必要であるということで外国人就学生を受け入れ機関協議会というものができました。

○草川委員 せつかることですから、日本の医療機関においては看護婦さんは大変不足

をしておるというように聞いておりますが、それは間違いございませんか。

○矢野説明員 現在におきましては不足しております。今いろいろと経済企画庁の方のアンケート調査等の報告も出ております。これは当然労働省の方も十分読んでみえると思うのでござりますけれども、労働省の方にちょっとと今まで看護婦さんといふことは素人が見てわかるわけですね。そこで、こういう専門的職業、例えば看護婦さんは専門的な職業、そういう余り形にとらわれずの場合はどうぞ、専門的な職業、そういう余り形にとらわれずの場合はどうぞ、専門的な職業、専門的な職業の人たちに、雇用主に許可制というものを設けたらどうか。雇用主に外国人労働者を雇つてもいいというふうなことを与えたらどうか。あるいはやり方としては、外国人に労働許可制というものを与えたらいいのかどうか。それは私もちょっとわからぬのですが、そのやり方がどちらがいいのか。外国人がひょこっと来て、日本でひとつ働きたい、しかじかかくかくの私は資格を取りました、日本企業も足りないから働きさせてくれという労働許可をとる方が優先なのか。労働許可はちょっと後に置いておいて、どういう企業に対して外国人労働を雇つたらいいのか、それをまず認めようじやないか。本当に、隠れみのために外国人労働のを日本の労働者よりも非常に低賃金で雇おうといふ趣旨の企業にはもう許可是与えない。これは明確に与えない。また、これは午後に講論をしたと思うのですが、これは職安法でかかるのか、何法でかかるのかどうかわかりませんが、そちらの方には罰則を厳しくする。だから、労働許可で

いべきか、企業の經營者に對して外国人労働を雇うということを許可をすべきなのか、この際、労働省もある程度の展望を明らかにされたい、私はこう思うのですが、どうでしよう。

○岡部政府委員 まず、前段の看護婦に関するお尋ねでございますが、そのような職種を特定いたしましてお答えすることはなかなか困難でござりますが、一般的な労働省いたしましてのスタンスは、単純労働力は受け入れないということを基盤に置いて考えてきているところでございます。

そこで、それでは中間的なものはどうかというのでは、これはなかなか難しい問題でございまして、このところは現在研究会あるいは今後の調査会等においてその辺がだんだんに煮詰められていく一つの大きな分野であろうというふうに考えてござります。いずれにいたしましても、労働力不足の状態に陥りあつたといったとしても、安易に外国人労働力の導入に頼るのではなくて、人材の養成、適切な需給調整等によって解決が図られるべきであろうというのは、これは一般論でございます。しかしながら、個々の具体的な国民的ニーズにこたえてどのようにすべきかといふのは、これからまさしく検討課題であると考えるわけでございます。

そこで、仮に今、どういうことに発展するか別といたしまして、何らかの形でいわゆる有技能労働と申しますか、何らかの分野について拡大が図られる場合における労働許可制度あるいは、この御指摘でございます。現在、研究会等におきまして、そのようなことも議論が行われているわけでございますが、しかしながら、どのような方向であろうとか、どのようになろうとかいうふうなことは、まだ申し上げる段階にはないことを御承りいただきたいと存じます。

○草川委員 時間がないので、午前中の議論はこれまで終わりますが、労働省は率直に言って一番この問題の中心省庁だと私は思うのです。その割に

は腰が重いと私は思うのです。その腰が重いといふのは、先ほど経済企画庁あたりも積極的に民間企業のアンケート調査を出しておりますね。私はたしか決算委員会でもいわゆる男ジャバヤキの非常に劣悪な労働条件の現状を御報告をしたことがあるのです。その当時からもう少し本当に日本の国内における中小零細企業における男ジャバヤキの現場の実態を労働省は把握をしるということを言つてきましたが、それからも随分時間がたつのです。今のお話だと、五月、答申案が出るから待て、こういうことでございますけれども、これはやはり日本の労働行政にとつても非常に大きな曲がり角になつておりますし、現実にはもう入り込んできてしまつてゐるわけですから、その入り込んだ人をどう法務省は法務省で水際で抑えるのか、あるいは認めるべきものは認めようじゃないかという大体新聞報道等の世論もそういふところに来ておるようでございますので、私が申し上げましたように、例えば看護婦さんのようななそういう職種についてもしそういうことが行われるならば、アジアの友好的のためにも役立つのではないだろうか。ですから、ただ入国を断るというような態度を日本はとるべきではない。せつかく来ていただくなれば、相手の国に貢ばれるような雇用という場を提供し、あるいはこちらもそれにお願いをする、こういう趣旨でないと、エゴイズムの日本とということしか残りませんし、孤立化ということになります。そういうことだけを十分考えていただきたい。

では、これで午前中終わりますので、以上で終ります。

す。中村労働大臣。

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者等の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

御説明申し上げます。
第一に、特定不況業種に係る事業所以外の事業所のうち、事業規模の縮小等に伴い相当数の労働者が離職等を余儀なくされるおそれがあると労働大臣が認定した事業所を、特例事業所として本法の失業の予防措置の対象とするとともに、下請事業主の範囲を拡大することとしております。

第三に、特定不況業種事業主が作成することとしている現行の再就職援助等計画を、雇用の維持及び再就職の援助のための措置に関する計画、すなわち雇用維持等計画とともに、特例事業所の事業主は、失業の予防のための措置に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けることができるとしております。

第四に、事業の転換による雇用機会の確保など、各業種の雇用問題が発生するおそれがあります。そのため、構造的不況業種の労働者や今後の産業構造の転換の過程において雇用面での影響を受けることとなる労働者に關し、失業の予防を中心とした雇用の安定のための施策を積極的に進めていくことが重要な課題となつております。

政府といたしましては、こうした課題に適切に対処するため、特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法について、その廃止期限の延長を図るとともに、失業の予防対策の充実等を図ることとし、その案を関係審議会にお諮りし上、この法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を

○福垣委員長 この際、内閣提出、特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案並びに駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者等の雇用の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

続きまして、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に關する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

駐留軍関係離職者及び漁業離職者につきましては、それぞれ駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に關する臨時措置法に基づき、特別な就職指導の実施、職業転

換給付金の支給等各般の施策を講ずることによ

り、その再就職の促進と生活の安定に努めてきた

ところであります。が、これら二法は、前者者が本年五月十六日限りで、また、後者が本年六月三十日

限りで失効することとなつております。

しかしながら、駐留軍関係離職者及び漁業離職者につきましては、今後においても、國際情勢の変化等に伴い、なおその発生が予想されますので、政府といたしましては、現行の駐留軍関係離職者対策及び漁業離職者対策を今後とも引き続き実施する必要があると考え、そのための案を中央職業安定審議会にお諮りして、その答申に基づき、この法律案を作成し、提案した次第であります。

次に、その内容を御説明申し上げます。

第一に、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を五年延長し、昭和六十八年五月十六日までとすることであります。

第二に、國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を五年延長し、昭和六十八年六月三十日までとすることであります。

以上、この法律案の提案理由及びその内容につきまして、御説明申し上げました。

○稲垣委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後四時五分開議

○稲垣委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑を行ないます。草川昭三君。

○草川委員 午前中に引き続きまして、不法就労

外国人の問題を一、二まず頭で質問をいたします。

いわゆる資格外活動者及び不法残留者の稼働内

容というものが法務省から出ておりますけれども、これは六十二年の一月から六月までの数字であります。その数字を見ますと、トータルで五千八百

パキスタンが四千四百三十六、タイが五百六十一、フィリピンが四千四百三十九、バングラデシュが百三十九、こういう上位からの国

二、こういう数字が出ております。国別では、フ

ィリピンが二百八十八、中国が二百二十九、バ

ングラデシュが百三十九、こういう上位からの国

三十七、売春婦が百二十九、工員、一般工員とい

うことでしょ、四百八十五、雜役が二百七十一

一、土木作業員が八百六十三、ストリッパーが百

三十九、その他二百二十三、こういう内容になつて

いるわけでありますけれども、これらの不法残留者

者がどういう労働条件で働いているのか。あるいは

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○稲垣委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

○五十嵐説明員 お答えいたします。

最近、職を求めて来日する外国人が増加していることに目をつけまして、暴力団や悪質なブローカー等が外国人労働者の就労に介入して暴利を得

ている例が見受けられるところであります。警察とい

たしましては、この種事犯に対しても職業安定法、労働者派遣法等を適用して厳しく取り締まつてき

たところであります。

警察庁に報告のあったものでは、例えば在日

フィリピン人ブローカーが関東、中部の工場やスナック等にフィリピン人男女を有料で職業紹介し、紹介を受けたプラスチック工場経営者が下請業者

にフィリピン人労働者約五百人を供給していた事

件を昭和六十一年十月に愛知県警察が職業安定法違反で検挙した事例、あるいは芸能プロダクションの実質的經營者がフィリピン人の義理の姉にフ

ィリピンでタレント養成所を經營させまして、多数のフィリピン人女性を芸能ビザで入国させた

上、ホステスとしてスマッシュ等に派遣していた事

件を本年一月に神奈川県警察が労働者派遣法違反で検挙した事例などがございました。

そこで、警察といたしましては、今後とも悪質ブローカー等が介在する不法就労事犯に対しましては、

厳正な取り締まりを行つてまいる所存であります。

○草川委員 今警察庁から非常に厳しい態度の明快な答弁がございました。

そこで、今度はこれを労働省が受けさせていただきて、かかる外国人労働者の不法就労に対して雇用主なりあるいは手配師等に罰則を科すべきである

と思うのでございますけれども、その点はどう考

えておられますか。

○岡部政府委員 不法就労に当たる外国人労働者の就職をあっせんする仲介者に關しまして罰則を

考へるべきではないかという御趣旨でございま

す。この点は非常に重要と申しますが、外国人労

働者問題を處理するに当たりまして最も重要なポ

イントでもあらうかと思うわけでござります。現在、研究会におきまして、その点も含めまして実効的な対応策を検討されているという状況でござ

ポイントであろうかと考えております。

○草川委員 私は、現実に外国人労働者を雇つて

いる雇用主というのは、中小零細が多いという実態は十分承知した上ででの発言をしておるつもりで

ございます。しかし、いかに中小零細企業が厳しい条件にあるといって、やみの外国人労働者、し

かも雇用するには当然差別という意識がなければなりません。しかも、その稼働内容など

雇用できない環境にあるわけでありますから、それを安易に認めるべきではない。それは必ず将来

大きな国際的なトラブルに巻き込まれることにな

るという立場から、厳正な対処をお願いしたいと

思うわけであります。

そこで、この種のものについて、時間がございませんので、最後に労働省にお伺いいたします。

今不法残留者の稼働内容という中で、いわゆるストリッパーだとか売春婦だとかということを

男ジャバヤキの問題は別にいたしまして、いわゆるスリッパーだとか売春行為を受けとめているのか。外国人が日本に来て売春行為をするという事だからそれ

かがわしい状況の中、いわゆるジャバヤキさん

というものが日本国内に来ておるわけでありますけれども、これを労働省の婦人少年局といふものは

どういうふうに受けとめているのか。外国人が日本に来て売春行為をするということだからそれはいいのか。国際的な差別をすべきではないということ

ことは当然ですが、もっと婦人少年室といふもの

は積極的に今の日本のかかる現状というものを事前に調査をするあるいは売春対策として、これは

総理府なり厚生省なり労働省なり関係省庁がある

と思うのでござりますけれども、そういうところとよく連絡をとられて警鐘を乱打する。今新聞等

でよく報道されておりますが、現実にはフィリピンの女性の方々に対しても、町のボランティア活動、いろいろな活動があるわけだと思いますが、そういう方々が駆け込み寺をつくって、それで相談に応じてみえるように聞いております。そういう

うように、そういう方に任せっきりでいいのかどうか。それもどこの外人記者がそういう実態をレポートしたとするならば、世界最大の工業国であるところの日本の現状は一体どうなんだろ

うかという国際的な批判を起こすことも間違いないのではないか、私はこう思うのです。

そういう意味で、売防法等のかつてのいろいろな経験があるわけですから、労働省としてかかる実態についてどう対応するのか、お答え願いたいと思います。

○佐藤(ヰ)政府委員 売春のおそれのある女性ですとか保護更生を望む女性につきましては、一般には婦人相談所、婦人保護施設等において必要な相談、指導、あるいは収容、保護等が行われているものでございます。

売春問題につきましては、労働省といたしましても、社会福祉、法務、警察、教育など関係機関と緊密な連絡をとりまして、毎年社会の風紀、環境を浄化する運動というのをいたしてはいるわけでございますけれども、今後ともこの運動を中心に戸春防止、社会環境の浄化のための啓発活動を粘り強く推進していただきたいと考えております。

なお、御指摘の問題につきましては、婦人少年室等におきましても御相談があれば積極的にこれに応じまして、警察、法務等関係行政機関と十分御連絡をとりまして、人権等について、そのなりよう注意をしてやっていただきたいと考えております。

○草川委員 おっしゃることはわかりますけれども、現実に日本で不法残留をしている方々は外国人の方でありまして、そんなに日本の内情について熱知をしているわけではありません。新聞等でも報道されておりますように、暴力団から逃げるときにはかなり苦労して逃げられるとかいうこともありますから、労働省がきちっと、各県にもいろいろな出先があるのでけれども、そこに来れば相談に乗るというような条件ではないことは事実であります。

だから、私が言うのは、もう少し各地区で、警察署なり入管なりあるいはいろいろな懇談会などを活発に開いていただいていろいろな事例研究をしていただくとか、あるいはどこかに立て看板をして、英語なら英語あるいはその他の外国语で、

困ったことがあるならばどこにいらっしゃるとかいうくらいの積極的なPRくらいはされることが大切ではないだろうか、私はこう思うわけであります。

これは難しいことですけれども、日本のいろいろな役所がありますけれども、警察署は取り締まる方ですが、しかし外務省にもこれはお願いをして、ビザを発給するときに、そういうことがないようないいような運動をしなければいかぬ場合もあるでしょうし、もう少し総合的な対応といふことを考へられて、今後の対処をしていただきたい、こういうように思います。

次に、賃金の件に入っていきたいと思います。次に、賃金の件に入っていますけれども、それはそれといたるわけでござりますけれども、それはそれといたるわけでございまして、私ども大変な関心を払うところであります。しかし、春闘というのではなくまでも労使関係が基礎でございまして、労使がいろいろと客観的な条件を判断をしながら一定の結論が出します。

経済見通しによりますと、雇用者所得の対前年度の伸び率というのが昨年は四・四%だったと思います。雇用者所得の伸びと賃上げとは必ずしも一致をいたしません。それは私ども十分承知をしておりますけれども、それはそれといたしまして、これも重要な数字だと思うのでお伺いをするのですが、六十三年度は四・四から五・二に上がっておりますけれども、それはそれといたしましておるわけであります。これはどういうような背景から四・四から五・二に上昇しているのか、その客観点な背景をお伺いをしたい、こう思いますが、

○柴崎説明員 お答え申し上げます。
毎年の政府経済見通しにおきまして雇用者所得の推計を私どもいたしておりますが、六十二年度の数字あるいは六十三年度の見通し、先生御指摘のとおりの数字でございます。私どもこの雇用者

所得の推計を行な際に、主としましてマクロ的に大きな指標、例えば経済成長率がどうなるかあるいは労働需給がどういう状況になるかあるいは消費者物価はどういうトレンンドをたどるか、このようないい点を中心いたしまして、いわばマクロ的に推計をいたしておる、かような方法でございま

す。それで、六十三年度が六十二年度に比べまして多少、先生御指摘の数字に明らかとなり、雇用率ということが考え得るのではないか。例えば経済成長率といふことでいいますと、昨今の景気の状況は拡大局面にございまして、労働力需給という点につきましても、かなりの改善が見られつつある、こういうような最近の状況を踏まえまして、先ほど見ておる理由は、まず先ほど申し上げたよ

うな、この指標のどれをとりましても少し高目といたり、労使の間で自主的に決定をしていくというものが考え得るのではないか。例えは経済成長率といふことでいいますと、昨今の景気の状況は拡大局面にございまして、労働力需給という点につきましても、かなりの改善が見られつつある、こういうような雇用者所得の伸びを推計いたしたわけ

でございます。

そこで、ことしのペア率ということでおこないますが、もとよりこれは先ほど先生が御指摘のとおり、労使の間で自主的に決定をしていくというのでございましょうが、こうした物価、労働需給につきましても、企業収益といふものが一つの背景になることがあります。もちろん私どもから具体的に予測でございます。

○草川委員 日銀さんに来ていただいておりますので、日銀の「情勢判断資料(六十三年冬)」でございますが、「我が国金融経済の分析と展望」これがことしの一月に出ております。これを拝見いたしますと、「物価動向の展望」の中で「今春のペア率は、前述のとおりこのところ労働需給が急速に引締まりに向かっていることや、企業収益の改善傾向」云々と、いうことがございまして、これがことしの一月に出ております。これを拝見いたしますと、「物価動向の展望」の中で「今春

のペア率は、前述のとおりこのところ労働需給が急速に引締まりに向かっていることや、企業収益の改善傾向」云々と、いうことがございまして、これも重要な数字だと思うのでお伺いをするのですが、六十三年度は四・四から五・二に上が

ておりますけれども、それはそれといたしましておる方向にあると見ざるえない」という、これも明確にことしの賃金値上げ、いわゆる春闘といふのですか、ペア率という表現になつておりますが、ペア率は昨年に比べて高まるという表現がござります。この点について日銀としての背景をお伺いしたい、こう思いますが、

○若月参考人 お答え申し上げます。
これまでの各年のペア率の推移を見ますと、もちろんそのときときのいろいろな情勢によりまして変化をしているわけございますが、これを経ては毎年ペア率の予測をやっておみえになるわけ

るのですよ。それで私はきょうわざわざおいでを願つたわけありますけれども、今お話をございましたように、いわゆる労働需給あるいは企業収益、その他物価上昇、かけるいろいろなことがあります。ところどころでござりますけれども、そういう立つて、ことしは数字は別としてプラスアルファではないだろうか、今こういう御答弁だったと思うのです。しかし、ことしといより、今の景氣といふのはかなり今後持続するのかしないのかというのも、ことしの春闊の要結率には影響するのじやないかと思うのでござりますが、将来の景気動向を少し御説明願い、あるいはまた過去の日銀さんの率直な見通し論が大変うまくいつておつた最大の理由は一体何か、これもちょっとと言わざりがなのことになって恐縮でございますが、ついでですから御説明を願いたい、こう思います。

○若月参考人 ただいま予測につきまして大変精

度が高いのではないかというお褒めの言葉をいたしましたが申しますが、先ほど申しましたよ

うに、大変微妙な時期でござりますので、私どもといたしましては、むしろ予測めいたことは申し上げない方がいいのではないかということで、先ほど指摘のありました私どもの「情勢判断資料」にもそういったことはむしろ避けているのでございまして、その辺の事情は御質問いただきたいと思います。

先生の御質問の私ども景気動向をどう見ているかという点でございますが、私ども、現状は景気

内需を中心に非常に力強い拡大を続けています。

そのように判断しております。この点は私どもが四半期ごとに実施しております企業からのアンケート調査、私どもはこれを短期経済観測と呼んでおりますけれども、この調査結果からもうかがわれますけれども、この調査結果によると、企業の景況感というの

は非常によくなっていますが、製造業もこれまでの過去二回の景気拡大期、これを上回るよう

な好転ぶりということを見せておられるわけあります。

○伊藤説明員 御説明いたします。

総務省が毎月実施しております家計調査の結果

によりますと、労働者世帯の年間収入、五分位階

級の収入の最も低い第一階級の平均実収入に対す

るは、もう既に昭和六十二年の数字も出ております

立つて、ことしは数字は別としてプラスアルファではないだろうか、今こういう御答弁だったと思うのです。しかし、ことしといより、今の景気といふのはかなり今後持続するのかしないのかというのも、ことしの春闊の要結率には影響するのじやないかと思うのでござりますが、将来の景気動向を少し御説明願い、あるいはまた過去の日銀さんの率直な見通し論が大変うまくいつておつた最大の理由は一体何か、これもちょっとと言わざりがなのことになって恐縮でございますが、ついでですから御説明を願いたい、こう思います。

○若月参考人 ただいま予測につきまして大変精

度が高いのではないかというお褒めの言葉をいたしましたが申しますが、先ほど申しましたよ

うに、大変微妙な時期でござりますので、私どもと

いたしましては、むしろ予測めいたことは申し上げない方がいいのではないかということで、先ほど指摘のありました私どもの「情勢判断資料」

にもそういったことはむしろ避けているのでございまして、その辺の事情は御質問いただきたいと思

うと思います。

○草川委員 どうもありがとうございました。も

うこれで結構でございます。

そこで、今のような経済の見通しのお話がございました。労働界のいろいろな要求等を見ておりましても、昨年に比べると実質一%なり一%を超

す要求、そういういろいろな数字も出てきておりますが、これが今から取り上げたいのは、単なるベースアップの見通しではなくて、日本の各企業あるいは産業あるいは職場の

労働者の間でどのようにベースアップが配分をさ

れていくのか、あるいはまたどういう産業構造の方々に分厚く、手厚く賃金というのが配分をされ

ていくのか、その一つ具体例をお伺いいたします

が、いわゆる格差が増大をするのではないかとい

う心配の立場からの質問でございますけれども、

総務省がお見えになつておられます、昭和六十

一年の家計収支を労働者世帯で年間収入を五分位

階級別に分けて見ると、第一分位と第五分位との

格差状況というものがどのように変化しておるのか

をまずお伺いしてから質問をしたいと思います。

○伊藤説明員 御説明いたします。

総務省が毎月実施しております家計調査の結果

によりますと、労働者世帯の年間収入、五分位階

級の収入の最も低い第一階級の平均実収入に対す

るは、もう既に昭和六十二年の数字も出ております

が、一番小さな零細企業の五人から二十九人の賃金水準と五百人以上のところとを比べてみます。五百人以上を

一〇〇とする場合に、製造業は昭和四十五年では六二といふ格差ですね。それが六十二年の方へい

りますと五七というように格差が開いてくるわけ

です。これはこれでいいと思うのですが、急のため、昭和六十二年の数字を使わせていただきまと、昭和五十五年平均では二・六五倍でございましたが、六十二年平均では一・八九倍となつております。

○草川委員 今答弁がありましたように、二・六九、こういう形で開いておるわけでありま

す。

そこで、先ほど経済企画庁の方から答弁をいたしましたが、もう一度経済企画庁にお伺いをい

ります。このような格差が開いておるという事実をどのように受けとめられるのか、これは

だきましたが、それは必ずしも当然だというわけにはいかない

事実をどのように受けとめられるのか、これは

だきましたが、もう一度わかるわけではありません。日本の労働者全体を見てみて、大きい会社だから給料が高い、中小零細だから給料が安い、私

はそれも必ずしも当然だというわけにはいかない

事実です。賃金というのは、本来は働く意

思があってそれなりに一生懸命やれば、労働の質と量によって変化があるのは当然です。しかし、企

業規模によって格差があるというのはおかしいわ

けです。どこかでその構造にはゆがみがあるわけ

です。これは一つは中小企業対策でもあるかもわ

かりませんが、本来は一時間当たり一千円なら千

円、二千円なら二千円というのは、電気代、水道代と同じように、どこで働くと労働の単価は同

じであつてしかるべきだと思います。たまたま

質が高ければ、それに上乗せをするということがあつてしかるべきだという賃金論を私なりに持つておるわけでございますが、このような格差が増

大をしていくという方向について労働省はどう思われるか、これはひとつ労働大臣からきちっと

回答えていただきたいと思います。

○中村国務大臣 お説のように、規模間の格差、

とりわけ高度成長期におきましては、賃金など格差が縮まつてきたわけでございますけれども、最

近に至りまして御指摘のよしな傾向にあることは

事実だと思うわけでございます。これは労働行政

の中におきましても大変な課題でございます。し

たがいまして、労働省としましては、この格差縮

小のために、従来においても中小事業主等に向か

いまして、人事労務管理の改善とかあるいは最低賃金法の適正な運用等を通じまして指導してきた

ところでございます。今後におきましても、環境

整備のために積極的な努力をなさなければいけないというふうに感じておるわけございまして、これからも懸命な努力をする所存であります。

○草川委員 格差が増大をすることは好ましくない、こういう答弁でございますが、いずれにいたしましても、単なる親会社、子会社、下請という関係でいきますと、残念ながら格差は増大せざるものではないかと私は思います。ぜひそれを具体的に展開できる対応を求めていただきたいと思うわけであります。

それから、これも労働省に聞くのがいいかどうか若干問題があるわけありますけれども、日本が高度成長をした大きな支えとしては、一つは終身雇用というのが前提であり、終身雇用を裏づけるのに年功型賃金というのがあったと思うのです。ところが、この年功型賃金というのが、いわゆる高度成長段階で初任給がどんどん上がってくるために壊れてくる。そして一部標準化する。若年層と高齢者層との対立が始まる。それをいろいろな経営手法の中で何とか吸収をしてきたわけであります。それが今日の状況の中で、先端技術がどんどん参加する、あるいは事務所のOA化といふものがどんどん進展をして、またそれが壊れておるわけでございますが、一體日本は、このよき伝統であった年功型賃金というものを今後持続するような方向でいくのか、あるいはヨーロッパ型、アメリカ型のような職種、職能別形態賃金に移行するのか、我々としても非常に難しい判断を持つわけですが、全国的な立場に立つ労働省としてはどういう御見解を持っておみえになるのか、お伺いをしたいと思います。

○甘粕説明員 ただいま先生のお話にありましたように、技術革新あるいは高齢化、国際化、企業の経営多角化、いろいろな経営環境の変化の中では能力を導入するというような考え方、意識といふのは次第に強まってきております。

ただ、実態的にそういう中で運用等がどういうふうに行われているかということになりますと、

私どもの調査の関係で見てまいりますと、賃金といふのは学歴の問題とか勤続年数の問題とかいろいろありまして比較が難しいわけでございますが、男子の高校卒あるいは男子の大学卒という格好で学歴別に見てまいりますと、五十一・五十四歳がピークで、その賃金カープというものにつきましても、それほど大きな変動はないというふうに統計的には出てございます。これは背景的には、

定期昇給制度というものがほとんどの企業で普及しておりますと、そういう定期昇給制度のもとでは、やはり年功賃金体系が維持される。それからもう一面、給与体系の中では属人給が能力給かといふふうな議論がございませんけれども、基本的には総合給的な格好で併用というふうな格好での給与体系の是正があるといふことは、実際的には年功賃金カープはそれほど変わっていないのではないかというふうに認識しているところでございます。

なお、こういう国際化とか経営環境の変化の中で、非常に特定の職種等につきまして、そういう人たちを部外から採用する、内部養成できないというふうな事例等ござりますけれども、こういう度とかいうふうな格好の中で採用するとか、一時金を支給するとかいうふうな格好で基本的な年功賃金体系につきましてはかなり維持されるのではないかというふうに認識しているところでございます。

○草川委員 大変難しい議論でございますから、私自身も別にどうあるべきだという提案を持つて質問したわけではないので、労働省の見解をこの際とおこう、こういうつもりで質問したわけあります。

そこで、私がなぜそういうことを言ったのかといふことは大変今不足をしておるわけです。で

おります。大企業同士の間においても、産業スパンは申し上げませんけれども、引き抜きといふのは大胆でありますね。過日、私、人材派遣業者が、男子の高校卒あるいは男子の大学卒といふ方が家庭でどんどん勧説をされ、賃金がどんどん上がつてとても対応できないから名簿は全部非公開だというふうなお話を聞きました。有能技術者が引き抜きというのはそこまでおれるのかと

いうことがわかつたわけあります。

そういう非常に不足をしておる有能技術者に対する予算を持っておりますし、世界的にも有能ないろいろな職能訓練をやっておりますけれども、十分現場の需要に応ずることができるかどうか、まずその自信のほどを労働省職業能力開発局の方からお伺いをしたいと思うわけです。

○野崎(和)政府委員 先生御指摘のとおり、技術革新の進展に対応した職業訓練というのは非常に重要な問題でございまして、私どもも最重点にしているところでございます。

具体的には、生涯能力開発給付金制度によりまして、事業主が企業内の教育訓練でそういったことを進めていただくことにしておりますほか、公共職業訓練につきまして、一般の職業訓練校につきまして訓練用のME機器の計画的整備を図りながらME関連の訓練科を拡充するとか、特に不足しております情報処理の技能者を養成するため、すべての職業訓練短期大学校に情報処理科を設置するとか、あるいは第三セクターで情報処理技能者養成施設を運営していただくとかというこ

とをいたしております。

○草川委員 御指摘の情報学校構想でございまますけれども、六十二年度から新しく発足させました制度でございます。情報処理技術者の教育を

質的、量的に拡大していくということにつきましては、大変に重要でかつ緊急の課題だと思っておるわけでございますけれども、この制度は、産業界のニーズを踏まえた情報処理技術者教育ができるよう環境をつくるということと、同時に、地方におきまして情報処理技術者教育ができるよう環境をつくりまして、地方の情報化といふものに一つの手だてを与えることで発足したものでございます。

制度の概要でございますけれども、中央に中央情報教育研究所というものを設置しました。これは従来から情報処理技術者教育につきましていろいろな研修とかあるいは調査研究をしておりました日本情報処理開発協会の情報処理研修センターといふものがございましたけれども、これを抜本的に改組しまして、新しく中央情報教育研究所といふふうにしたわけでございます。

それで、ここにおきまして情報処理技術者教育に関しますいろいろな調査研究をしますと同時に、標準的なカリキュラムの開発研究でありますとか、あるいは教材の研究開発なしは普及あることは先生方、インストラクターの研修をするといつたこと等であります。中央におきます中核的な機関としての事業を開始したわけでございます。同時に、地方との連携をとりまして、一緒に

○草川委員 通産省お見えになつておられますので、通産省にお伺いをいたします。

通産省は最近情報処理技術者試験制度というのを発表しております。いわゆる情報処理大学校というのですね。大学という名前は使っておりませんけれども、情報処理技術者試験制度といふのが、これも相当な予算を出してしまして、各種の専門学校に委託をしておるわけでございますが、これも相当な予算を出しますが、これで、これも相当地域の専門学校でどんどん勧説をされて、賃金がどんどん上がつてとても対応できないから名簿は全部非公開だというふうなお話を聞きました。有能技術者の引き抜きというのはそこまでおれるのかと

いうことがわかつたわけあります。

そこで、日本の行政としての職業訓練は的確であるかどうか、労働省の職業訓練といふのはかなりの予算を持っておりますし、世界的にも有能ないろいろな職能訓練をやっておりますけれども、十分現場の需要に応ずることができるかどうか、まずその自信のほどを労働省職業能力開発局の方からお伺いをしたいと思うわけです。

○野崎(和)政府委員 先生御指摘のとおり、技術革新の進展に対応した職業訓練というのは非常に重要な問題でございまして、私どもも最重点にしているところでございます。

具体的には、生涯能力開発給付金制度によりまして、事業主が企業内の教育訓練でそういったことを進めていただくことにしておりますほか、公共職業訓練につきまして、一般の職業訓練校につきまして訓練用のME機器の計画的整備を図りながらME関連の訓練科を拡充するとか、特に不足しております情報処理の技能者を養成するため、すべての職業訓練短期大学校に情報処理科を設置するとか、あるいは第三セクターで情報処理技能者養成施設を運営していただくとかといふことをいたしております。

さらに、在職労働者につきましても、中小企業の中堅技術者の方々が技術革新に対応できますように、六十五年度開設をめどに高度技能開発センターの建設を進めているところでございます。

○甘粕説明員 ただいま先生のお話にありましたように、技術革新あるいは高齢化、国際化、企業の経営多角化、いろいろな経営環境の変化の中では能力を導入するというような考え方、意識といふのは次第に強まってきております。

そこで、私がなぜそういうことを言ったのかといふことは大変今不足をしておるわけです。で

○草川委員 大変難しい議論でございますから、私自身も別にどうあるべきだという提案を持つて質問したわけではないので、労働省の見解をこの際とおこう、こういうつもりで質問したわけあります。

そこで、私がなぜそういうことを言ったのかといふことは大変今不足をしておるわけです。で

○野崎(和)政府委員 先生御指摘のとおり、技術革新の進展に対応した職業訓練というのは非常に重要な問題でございまして、私どもも最重点にしているところでございます。

具体的には、生涯能力開発給付金制度によりまして、事業主が企業内の教育訓練でそういったことを進めていただくことにしておりますほか、公共職業訓練につきまして、一般の職業訓練校につきまして訓練用のME機器の計画的整備を図りながらME関連の訓練科を拡充するとか、特に不足しております情報処理の技能者を養成するため、すべての職業訓練短期大学校に情報処理科を設置するとか、あるいは第三セクターで情報処理技能者養成施設を運営していただくとかといふことをいたしております。

さらに、在職労働者につきましても、中小企業の中堅技術者の方々が技術革新に対応できますように、六十五年度開設をめどに高度技能開発センターの建設を進めているところでございます。

○甘粕説明員 ただいま先生のお話にありましたように、技術革新あるいは高齢化、国際化、企業の経営多角化、いろいろな経営環境の変化の中では能力を導入するというような考え方、意識といふのは次第に強まってきております。

そこで、私がなぜそういうことを言ったのかといふことは大変今不足をしておるわけです。で

○草川委員 大変難しい議論でございますから、私自身も別にどうあるべきだという提案を持つて質問したわけではないので、労働省の見解をこの際とおこう、こういうつもりで質問したわけあります。

そこで、私がなぜそういうことを言ったのかといふことは大変今不足をしておるわけです。で

○野崎(和)政府委員 先生御指摘のとおり、技術革新の進展に対応した職業訓練というのは非常に重要な問題でございまして、私どもも最重点にしているところでございます。

具体的には、生涯能力開発給付金制度によりまして、事業主が企業内の教育訓練でそういったことを進めていただくことにしておりますほか、公共職業訓練につきまして、一般の職業訓練校につきまして訓練用のME機器の計画的整備を図りながらME関連の訓練科を拡充するとか、特に不足しております情報処理の技能者を養成するため、すべての職業訓練短期大学校に情報処理科を設置するとか、あるいは第三セクターで情報処理技能者養成施設を運営していただくとかといふことをいたしております。

さらに、在職労働者につきましても、中小企業の中堅技術者の方々が技術革新に対応できますように、六十五年度開設をめどに高度技能開発センターの建設を進めているところでございます。

ことで、地方におきます優良な情報処理技術者の教育機関、主として専門学校でございますけれども、一緒にこういった仕事をしていくという意味で、連携機関としまして通産省から委嘱をしまして、今言いましたような教材を実験的に使ってその評価をしていただきまして、もつといいものにしていくとかあるいは先生方の研修を実行していくなどとかということを考えておりまして、この三月一日に百五の学校を通産省から委嘱した次第でござります。

十分注意しながら、私どもの公共訓練施設等の設置も進めているところでございます。
なお、私どもの訓練の目標としておりますのは、通産省の方の資格で申し上げますと、第二種の情報処理技術者のレベルを目標として訓練をしているところでございます。

○草川委員 職業訓練の問題はまだちょっと質問が足りませんけれども、時間があと五分しかございませんので、建設省が来ておみえになると思うので、日本労働者住宅協会の問題を質問したいと思うのです。

ますか開発できないでいる理由というのが、やはりその土地の立地選定ですか、あるいは当該地域の住宅需要に対する見方、そういうもののについていろいろ後から考えると、必ずしも十分じゃなかったという面も見受けられるわけでござります。私どもいたしましては、日本労働者住宅協会の設立の趣旨にかんがみまして、それらの長期保有土地につきましてできるだけ関係行政機関の調整ですとか、あるいは公共施設の整備の推進ですとか、各方面とよく調整をした上で速やかに開発し、分譲するよようにということとて指導させていただいておりますし、勤住協の中にもそういう体制をつくりまして、今後ともできるだけ早期に1年以内に造成するところを重視して、そこ

これからも特に融資の審査体制の強化という面を重視いたしまして、労働金庫協会あるいは都道府県を通じまして一層強力に指導をしてまいりたいと考えております。

○草川委員 以上で終わります。

〔高橋（辰）委員長代理退席、委員長着席〕

○稻垣委員長 田中慶秋君。

○田中（慶）委員 私は、このたびの労働大臣の所信表明を含めて一般質問を行おわけでありますけれども、最初に外国人労働者問題について質問させていただきたいと思います。

最近の外国人労働者の急増が大きな社会問題になつてゐるわけであります。このような外国人労働者についてはどう思ふ點でござつて、予費金はどこ

○草川委員 時間がないので、私が言いたいことを労働省らよつと聞いておつてもらいたいんですね。が、今通産省の方は情報化のための人材が非常に不足をしておるので、独自でやるというよりは、専門学校を通じてやる。需要が非常に多い。これは先ほど労働省の方も答弁で、情報処理の人材はつくりたい、こう言つておみえになるわけですね。同じ立場なんですが、もう少し詳しくやれなさいのかどうか。しかも情報処理の有資格者は通産省が持つておるわけですね。一級なり二級なりといふのはやると言つておみえになるわけです。労働省の方は職業訓練でどういう人材をつくろうとしておるのか。卒業した者が通産省の言うようなところへすぐ供給できるのかどうか。私はそこら辺の総合的な職業訓練というのが今非常に不足をしておるのではないかということが言いたいわけですよ。その点はどうでしよう。

○荒田説明員　お答えいたします。

日本労働者住宅協会は、労働者の蓄積された資金を活用いたしまして、労働者向けに安くて良質な分譲住宅を供給するということで、四十一年から約二十年にわたりまして合計で十万戸に上る住宅供給を行つてきているわけでございます。

このうえでござりますが、しかし、日本労働者住宅協会の中には長期にわたり土地を保有している例がござります。例えば五年以上放置をされたままの土地があるわけでござますが、ひどいのになりますと、四十八年以降五ヘクタールのような大きな土地がそのまま放置をされている。しかも、中を見ると、取りつけ道路が小さいために袋小路の土地を買っておる、そういう事例がございまます。私は非常に問題だと思うのでございますが、ひとつ建設省住宅局の方から日本労働者住宅協会の土地保有についての問題点をお答え願いたい、こう思います。

所其の目的を達成するよりは指導を怠らでしまつた
い、かように考へてゐる次第でござります。
○ 草川委員 これで終わりますが、最後に労働省
に、これは大臣から答弁をしていただきたいので
すが、今のようなお話をあります。これはもとを
言ひますと、労働金庫からいろいろと出資をして
いく、こういう関係になるわけです。労働金庫の
方も最近借り入れ等に関して新聞紙上を騒がすよ
うな、刑事事件に発展するような例もあるわけで
あります。このような問題について労働省とし
て、監督官厅としてどういうようないよな対応を立て
いくのか。やはり職場の労働者が納めた資金、そ
ういうものが基礎になつて運営されておるわけで
ありますから、それは万歎漏のないよな対応を
立てていただきたい、こう思うのでございます。
そういう点について、最後に労働省の意見を聞い
て終わりたい、こういうふうに思います。
○ 中村国務大臣 労働金庫の貸付事務に関するい
ろいろな事故防止につきましては、私どもも從来
から、ともかくにも信用、信頼というものが第

傷者の不法就労の現状について、半體省はどのように認識しているのか、さらには、その職種別、男女別不法就労の実態がおわかりであればお答えをいただきたいと思います。

○岡部政委員 近年大きな社会問題となつております外国人の不法就労の状況でございます。

入管法違反による摘発件数を見ると、昭和六十二年は一万四千百二十九人でございまして、前年に比べて三〇%以上の伸びとなつております。しかも依然として増加傾向が続いているわけでございます。最近の傾向といたしまして、特にアジア諸国から入国した男性の不法就労者による違反事件が首都圏を中心急増しているのが現状でございます。

男女別に見ますと、昭和六十二年における女性の摘発件数が七千十八人で、前年比一八%増であったのに対しまして、男性は四千二百八十九人でございまして、前年のほぼ二倍という著しい増加を示しているわけでございます。

処理技能者は不足はしておりますけれども、また逆に需要もあり、かつそれに従事したいという労働者側の供給もあるということでござりますので、すべて職業訓練という形で行なうことは適当でないというふうに思つております。そういう意味で、民間の教育訓練機関との競合をしないよう

そこで、先生御指摘の長期保有土地でござりますが、現在約二百ヘクタールぐらいの土地を全国にわたってそれぞれ持っておりますけれども、保有期間五年以上の土地でまだ開発できないで保有しているというのが四団地で十七ヘクタールほどございます。御指摘のように、この放置といい

一な金融機関のことであります。だけに、都道府県あるいは労働金庫協会を通じまして指導を行つてきただところでござります。

性は、土木作業員千八百六十二人、部品製造等の工員千三十六人、雜役五百十五人と多岐にわたっているわけでございますが、いずれも單純な作業を内容とするものとなつております。女性の場合には、ホステスが六千七十六人で、全体の八七%を占めるという状況でございます。

これからも特に融資の審査体制の強化という面を重視いたしまして、労働金庫協会あるいは都道府県を通じまして一層強力に指導をしてまいりたいと考えております。

○草川委員 以上で終わります。

〔高橋（辰）委員長代理退席、委員長着席〕

○稻垣委員長 田中慶秋君。

○田中（慶）委員 私は、このたびの労働大臣の所信表明を含めて一般質問を行なうわけでありますけれども、最初に外国人労働者問題について質問させていただきたいと思います。

最近の外国人労働者の急増が大きな社会問題になつてゐるわけであります。このような外国人労働者の不法就労の現状について、労働省はどのように認識しているのか、さらにまた、その職種別、男女別不法就労の実態がおわかりであればお答えをいただきたいと思います。

○両部政府委員 近年大きな社会問題となつております外国人の不法就労の状況でございます。

入管法違反による摘発件数を見ますと、昭和六十二年は一万四千百二十九人でございまして、前年に比べて三〇%以上の伸びとなつております。しかも依然として増加傾向が続いているわけでございます。最近の傾向といたしまして、特にアジア諸国から入国した男性の不法就労者による違反事件が首都圏を中心に急増しているのが現状でございます。

男女別に見ますと、昭和六十二年における女性の摘発件数が七千十八人で、前年比一八%増であつたのに対しまして、男性は四千二百八十九人でございまして、前年のほぼ二倍という著しい増加を示しているわけでございます。

摘要された不法就労者の職種を見ますと、男性は、土木作業員千八百六十二人、部品製造等の工具千三十六人、雜役五百十五人と多岐にわたっているわけでございますが、いずれも単純な作業を内容とするものとなつております。女性の場合には、ホステスが六千七十六人で、全体の八七%を占めるという状況でございます。

○田中(慶)委員 このような状態を見て、これから他の外国人労働者において、一つには今お話しもあつた最低賃金の問題や、さらには今長時間労働が実態というふうに聞いているわけあります。私もこの質問をさせていただく調査の中でも、土木作業現場を数カ所見て回ったわけありますけれども、そこにはやはりアジア諸国からの労働者といいますか、単純労働者がどの現場にもおられたわけであります。なおかつ、そういう中で賃金の実態はというと、今公共事業を始めとするそれをいいますか、一般的な単純労働者でも約二万円近い賃金をちょうどいいとしている。ところがこれらの人たちは、大体その三分の一近い六千円から七千円ぐらいの賃金である。こういうふうに実態がなっているということを私自身把握したわけあります。彼らについてどのように認識され、どのように対応されているのか、お伺いをしたいと思います。

○野見山政府委員 我が国の労働関係法令につきましては、御承知のとおり、日本国内で労働をしておりました場合には、日本人であろうが外国人であろうが適用されるわけでございまして、労働条件等において異なる取り扱いを受けるものではないわけでございます。したがいまして、外国人の就労に関しまして、今お話しのような中間搾取あるいはさらに賃金不払い、最低賃金法違反等各種の法違反等につきましての情報収集に努めているわけでございますが、これらの法違反に対しましては厳正に対処しているところでございます。今お話しのような事案等につきまして、事業所に対する監査、監督あるいは労働者からの申告等によりまして、労働基準監督機関がこれらの違反事実を発見いたしました場合には、例えば賃金不払いにつきましては、所要の支払いを命令する、あるいは最低賃金違反の場合には、これらの是正勧告をするなど法に基づいた厳正な措置をとつておられます。しかしながら、かつまた国際的に状といふものを認識しながら、かつまた国際的に

も日本がそのような差別の形にとらわれていたのではないか、こんなふうに考えておられるのではないか、私は、その辺についてお伺いしたいと思います。

○野見山政府委員 現在、これらの単純労働者の就労がいわゆる不法就労の状態でございますので、先生がお考えのような統計調査的あるいはアンケート調査的なものを画一的に行うということ是非常に困難であり、また実施不可能ではないかと思うわけでございます。ただ、私どもいたしましては、これらの不法の実態を放置するわけにいきませんので、重大な法違反等についての情報をできるだけ的確に収集できるよう今後とも努力をしてまいりたい、かように考えております。

○田中(慶)委員 いずれにしても、このような実態があるということは私も確認してまいりましたし、当然こういう問題について労働省として掌握をしておく必要がある。法違反そのものは、確かに不法就労という形の中で現在日本の法律はそうないわけでございます。したがいまして、外国人の就労に関する法律として、しかし現状はどこの現場へ行ってもそういうことが見られる、これが実態なんですから、そういう点では、やはりその実態というものをよく認識される必要があるでしょうし、その実態に基づいてこれからも指導や監督というものを当然行つていかなければならぬ問題だらうと思います。そういう点ではアンケート調査をできないということであるならば、それなりに実態調査を何らかの方向でおやりになつて把握する必要があるのではないか、こんなふうに思いますけれども、いかがですか。

○野見山政府委員 現在まで各労働基準監督機関におきまして把握いたしております法違反の事実等につきまして、現在私どもで取りまとめをしておるところでございますが、これらは、これらの実態があるわけでありますけれども、外国人労働者の受け入れについて、労働省の方は単純労働者は原則として受け入れない、こういう方針が出ておるわけであります。しかし、このような形で単純

で、これらの事実に対する国内法令に基づく適切な対応を考えまいりたいと思っております。

○田中(慶)委員 ゼひそういう問題について努力をお願い申し上げたいと思います。

そこで、こういう実態になるのは、やはり外国人労働者が観光ビザで入国をして不法就労している

とおもに對してどのように把握をされているのか、お伺いをしたいと思います。

○書上説明員 ただいま先生から御指摘のございましたように、明らかに就労が認められない

ままにしては、これらは法務省の出入国管理の面からもこれらに對してどのように把握をされたお

ります。そういう点では、この就労の実態調査、賃金の実態調査というものをやりになる考え方があるかどうか、その辺についてお伺いしたいと思ひます。

○野見山政府委員 現在、これらの単純労働者の就労がいわゆる不法就労の状態でございますので、先生がお考えのような統計調査的あるいはアンケート調査的なものを画一的に行うということ是非常に困難であり、また実施不可能ではないかと思うわけでございます。ただ、私どもいたしましては、これらの不法の実態を放置するわけにいきませんので、重大な法違反等についての情報をできるだけ的確に収集できるよう今後とも努力をしてまいりたい、かように考えております。

○田中(慶)委員 いずれにしても、このような実態があるということは私も確認してまいりましたし、当然こういう問題について労働省として掌握をしておく必要がある。法違反そのものは、確かに不法就労という形の中で現在日本の法律はそうないわけでございます。したがいまして、外国人の就労に関する法律として、しかし現状はどこの現場へ行ってもそういうことが見られる、これが実態なんですから、そういう点では、やはりその実態というものをよく認識される必要があるでしょうし、その実態に基づいてこれからも指導や監督というものを

おもに對応してまいりたいと思っております。

○中村國務大臣 外国人労働者の受け入れ問題につきましては、先生御承知のように、我が国におきましては、昭和四十二年以降一貫いたしまして

政府の方針として単純労働者は受け入れないといふことを基本方針といたしておるわけでございま

す。最近の雇用失業情勢を眺めましても、あるいは労働市場への影響を考慮いたしましても、今後ともこの基本方針は維持され得かかるべきであると承知いたしておるわけでございま

す。労働省におきましては、学識経験者によります外國人労働者問題研究会を発足させまして、今仰せになりましたような御指摘の点等を含めて検討を進めおるわけでございまして、最近のうちにこの研究成果が結論づけられるというふうに考えておられるのが実態でございます。

○田中(慶)委員 いずれにしても、今大臣から述べられたように、国内の雇用に与える影響もこれから出てこようかと思ひます。一方においては世界に貢献する日本という立場、こういうことも総理が表明されている。そういう点では、こういう因果関係の中で外務省はこれらに對してどのように対処していくのか、お伺いをしたいと思います。

○田中(慶)委員 いずれにしても、今大臣から述べられたように、国内の雇用に与える影響もこれから出てこようかと思ひます。一方においては世界に貢献する日本という立場、こういうことも総理が表明されている。そういう点では、こういう因果関係の中で外務省はこれらに對してどのように対処していくのか、お伺いをしたいと思いま

す。

先ほど労働省の方から昨日一年間の大まかな数字を御披露になつたわけでございますが、そうしたかなりの数になつておりますので、私どもは、こうした急激な増加の背景には、もちろん言われるところの経済的な事情等もあるやうに考えておるわけですが、そのほか最近では、こうした方々の送り出しとか受け入れのプローカー等の介在といふものもかなり言われてるわけでござります。こうした急激な増加の背景には、もちろん言われるところの経済的な事情等もあるやうに考えておるわけですが、そのほか最近では、こうした方々の送り出しとか受け入れのプローカー等の介在といふものもかなり言われてるわけでござります。こうした悪質な背後関係等のあるものにつきまして、警察機関あるいは労働省当局と協力しながら鋭意その防止、取り締まりを行つておるところでございます。

○田中(慶)委員 いずれにしても、このような実態があるわけでありますけれども、外国人労働者の受け入れについて、労働省の方は単純労働者は原則として受け入れない、こういう方針が出ておるわけであります。しかし、このような形で単純

○田中(慶)委員 そんな形で国際的な責めを日本が果たせるかどうか大変疑問だと私は思うのであります。

今お話を聞くように、単純労働者がいるというこの実態、そして年々ふえていくという問題、一方において法務省は外国人労働者の受け入れについては入管の面からもそれ厳しく行うという問題、あるいはまた法務省は入管の規制や資格外活動の規制について国際的な反響への配慮も当然考えていかなければいけない問題だろう、こんな形でそれぞれいろいろな因果関係があるのだろう、こんなふうに思うわけであります。

そこで私は、それぞれ労働、法務、外務、少なくとも外国人労働者の受け入れについて政府内部におけるいろいろな考え方があり、コンセンサスができるいいような気がします。一方においては、日本がGNP世界第二位という形の中で、日本この国際的な、少なくとも外国人労働者といいう一つの問題、あるいは一方においては国内の雇用の問題、こういう点ではやはり企業や労働組合等を含めてそれぞれのコンセンサスも必要だろう、こんなふうに思う。ですから、一つには国内的な問題、外交問題あるいは法律問題、それぞれ三者三様、多少ニュアンスの違いがあるわけです。そういう点では、よそから見たら日本という国は一つの政治指針というものと大変違うのじゃないかというとらえ方もされるのではないか、こんなふうに思います。

そこで、労働、法務、外務のそれぞれの立場で、これらの問題について一つのコンセンサスを図るべきじゃないかというふうに私は思いますけれども、それぞれの見解をお伺いしたい。

○中村国務大臣 外国人の労働者受け入れ問題につきましては、今まで実は外務省、法務省、警察庁、労働省、随時協議を行つて連絡をとり合つておるわけでございます。御指摘のように、今後におきましても政府部内の意見の一致を図るといふことが大前提でございますので、これからも各省間の連絡を密にして協議をしてまいりたいと

いうふうに考えております。

また、労働省自身としましては、先ほど申し上げました外団人労働者問題研究会の研究成果が出

ました時点を踏まえて、新たに労使の代表あるいは学識経験者を含めまして外国人労働者問題調査会というのを発足させまして、この中で多様な角度からの十分な御論議をいただきたいというふうなことで準備を進めておるわけでございます。

○大久保説明員 積極的目的として入国しようとする外国人は、今後とも増加しまして、またその稼働の目的も多様化していくものと考えます。我が国は、先ほど来説明がございましたとおり、いわゆる単純労働は認めない、恐らく今後この方針も継続していくことになると思います。他方、外国人労働者たちでいわゆる技能者とか技術者にして彈力的にその入国を認める方針をとってきております。

先生御指摘のとおり、この問題は、私どもの世代だけでなく、次の世代まで影響のある問題でございまして、先生がおっしゃったような企業、組合関係とともに相談いたしまして、国民的なコンセンサスが必要だということは私ども十分認識しております。このような観点から、関係各省の間で協議を密にいたしまして、この問題についてどういうふうに取り組むかということを検討してまいりたいと思っております。

○旭説明員 先ほど申し述べましたとおり、問題が多岐にわたりますものですから、その点を十分に対処していく所存でございます。

○田中(慶)委員 いずれにしても、この決め手がないわけであります。一方においては、文部省は十万人の留学生受け入れ計画を出しております。その人たちは、やはり今日の円高では到底生活が困難であろう、こんなふうに考えてまいりますと、やはりここにも外国人労働者の住む場所やあるいは就労の場所というのも確保しなければいけない、こういう問題が現実にあるわけであります。そし

て現実には単純労働者が働いている。こういう実態を踏まえて、大臣が今後この外国人問題に対する積極的な意見調整を図ることであります。

また、労働省のもう一つは、こういう長期的に見てあるいは五十年代の、第一次石油ショック以後の低下傾向あるいは欧米諸国の分配率の動き等から見まして分配率を引き上げるべきではないかと幅広い角度から企業や労働組合等も含めて一日も早くコンセンサスがとられるようになっておきます。

そこで次は、ちょうど今の時期になってまいりますと、賃金問題が論じられるわけでありますけれども、昨年の十一月、民間労働組合が連合という形の中で五百六十万の組織のもとに新たにスタートされているわけであります。そういう点では、この大きな問題というのは、制度、政策問題については、我が国におきます需要の動向等を勘案して弾力的にその入国を認める方針をとってきております。

先生御指摘のとおり、この問題は、私どもの世代だけではなく、次の世代まで影響のある問題でございまして、先生がおっしゃったような企業、組合関係とともに相談いたしまして、国民的なコンセンサスが必要だということは私ども十分認識しております。このような観点から、関係各省の間で協議を密にいたしまして、この問題についてどういうふうに取り組むかということを検討してまいりたいと思っております。

○旭説明員 先ほど申し述べましたとおり、問題が多岐にわたりますものですから、その点を十分に検討してまいりたいと思っております。

○田中(慶)委員 まず労働分配率の問題でございますが、労働分配率につきましては、一般的に景気上昇期には低下をする、景気下降期には上昇する、こういう性格を持つてゐるところでございま

いますが、大体五十年代後半以降はほぼ安定的に推移しているのではないかというふうに思つていています。

先生の御質問のもう一つは、こういう長期的に見てあるいは五十年代の、第一次石油ショック以後の低下傾向あるいは欧米諸国の分配率の動き等から見まして分配率を引き上げるべきではないかと幅広い角度から企業や労働組合等も含めて一日も早くコンセンサスがとられるようになっておきました。こういう点につきましては、欧米諸国との比較という面から見ておられますと、これも就業構造の違いですとか経済活動の違いなどいろいろございますので、直ちに水準を比較いたしまして評価するということは適切ではないかというふうに思つておられます。ただ、一般的には経済の適正な活動の成績というものが適切に労働者に配分されるということは非常に好ましいことではないかというふうに思つておるところでございます。

○田中(慶)委員 今あなたの答弁はどうしても私は納得いかない。例えば一方においては国際的にいろいろなものが評価をされるわけですね。例えば今度の時短の問題についても、時間そのものが国際的に見た場合、日本は二千百時間、長いという評価が来ますね。あるいはいろいろな形で、国際的に見て日本はどうだ、少なくともそういう評価がされる事態になつてきたわけでありますから、そういう点では分配率も当然そうあるべきだろ。数値はわかります。しかし物の基本の考え方方がそうあるべきだと私は申し上げているわけであります。

例えば日経連はこの円高によつて日本の労働者は世界一持ちだと言つた。しかしあつまつと申し上げて中身がないわけでしょう。そういう点ではゆとりのない暮らしを強いられてゐるわけですね。働きバチだと言われ、ウサギ小屋だと言われ、国際的に見た場合、それぞれの環境は決していい環境ではない。なかなか労働分配率もそういう点では低い。そんなことから考えてみると、全体的に低い。いろいろ働きかけるところについては、それぞれ

基本的に賃上げというものが今の経済に与える影響からして、内需拡大の問題さらには貿易摩擦がこういう形になつて新たな国内の産業の転換を求めたときに、どうしても賃金というものが消費だけではなくして、もつともつとこういう点でそれでは皆さんのできる、範囲の限られた中かもわからぬことからして、少なくともとの単なる分配率といふものが、今あなたがおっしゃったような形だけではなくして、もつともつとこういう点でそれが問題があらうかと思いますけれども、日経連が賃上げ抑制論を言うような形ではなくして、そういう点での啓蒙というか、分配率や賃金を抑えるという形ではなくして、もつと向上させるようなことを指導といいますか、そういうことをやつてしかるべきではないか。その辺について、大臣でも結構ですけれども。

○中村国務大臣 先ほど来いろいろな経済指標が示されました。しかしけ々の産業、企業の実態といふものを一番よく承知しているのは労使双方であろうと思うわけでございます。したがいまして、賃上げ等の決定につきましては、従来からもうそこでござりますけれども、労使双方の真剣な話し合いによって自主的に決められることが原則でございまして、そういう意味で、私どもは、お互い労使の間ににおける真摯な話し合がなされまして、円満、合理的な結論が出ることを期待をいたしておりますがございます。

常識的に申し上げまして、勤労者の福祉の向上、特にまたゆとりのある生活の質の向上と一面、さらにはまた内外から要請を受けております内需主導型による均衡ある経済の発展、このことに資するためにも、経済成長の成果というものを時間、賃金等に適正に配分されるということは好ましいことであるということを理解いたしているわけであります。

労働省として皆さん方の限られた中でのそういうものに対する取り組みも、またこのインパクトとして大きいのではないかというふうに私は思うのですね。

それでは常識という問題から考えてみますと、例えば福島県にある不当労働行為の問題があるわけですよ。今常識的に不当労働行為なんというのは当然考えられる時期ではないと思うのです。ところが福島県にあるアルプラス電気の関連企業の清和電気産業株式会社、これは会社が現在組合つぶしを行っていると聞いております。この事実といふものを労働省として把握していると思います。そしてまた、その紛争の過程の中で福島県の地方労働委員会が不当労働行為の救済命令を出されているという問題が現実にあるわけです。しかし、これは常識ですね。質上げの問題もそうであると思いますけれども、現実にこういう問題もある。そういう点も含めて労働省というものがこれらに対してもどう認識をされて、例えはどういうふうに対処されているのか、お伺いをしたい。

○白井(晋)政府委員 お答えいたします。

今先生御指摘の清和電気産業株式会社でございまが、昭和六十三年一月十日に労働組合が結成されて以来、現在まで団体交渉を求める組合と組合の労組法上の適格性に疑問があるとする使用者側との間で団体交渉拒否の紛争が続いているというふうに把握いたしております。この間、組合は団体交渉の申し入れが拒否されたことを理由とし、また会社の脱退勧奨行為によって組合員数が大幅に減少したとして福島県地方労働委員会に対し不当労働行為の救済申し立てを行っております。この件につきましては、福島県地方労働委員会がその組合の六十三年一月二十九日の団交応諾、支配介入禁止の不当労働行為救済申し立てに対しまして、団交応諾を求める部分を分離いたしまして、去る三月二日会社に対し速やかに団体交渉に応じなければならないとの救済命令を出しております。会社はこの救済命令を不服として三月十六日に中央労働委員会に対し再審査の申し立て

労働省といたしましては、組合と使用者側との問題につきまして、県の労政課当局等を通じながら団体交渉その他組合に対する対応が的確に行われるよう情報の聴取を含めまして指導を進めていたところでございますが、中身がもつれまして、このような労働委員会への問題というように側面的にこれららの問題に対応できるように、さらに現在話し合い等を進めさせている状況でございます。

○田中(慶)委員 局長のそのような答弁というのは私も存じ上げています。しかし、それでははつきり申し上げてなまぬるいですね。現実のこのよくな実態が起きている。あなたたちは調査にも行ってないでしよう。我々は調査を行っているのです。それだけではありません。アルプス電気の関連企業はみんなそのような形で、アルプス電気は知らないと言つておりますけれども、大体その関連企業はみんな同じことをやられているのです。ところがアルプス電気そのものはそこに融資もし、機械もいろいろな形で――現実には丸抱えです。しかし労務政策としてそういうことを行つてゐる。親会社は何も知らないと言つておりますけれども、そういう実態を踏まえながら、少なくともこういう一連のものというのは、労働省としてもつともっと徹底した指導あるいはまた監督というのも行はれてしかるべきではないかとうふうに私は思います。親会社に対しても何もしてないでしよう、どうですか。

○白井(晋)政府委員お答えいたします。

親会社、いわゆるアルプス電気でございますが、アルプス電気に対しましても、三月十日、十八日と二回にわたりまして人事本部勤労部長を呼び事情聴取を行い、協力会社である清和電気産業株式会社の当該紛争が当事者間の話し合いにより早期に円満に解決するよう、可能な限りでの指導

助言を要請しておるところでござりますが、先生のおっしゃるとおり、当初非常に労使関係がもつれまして、県の県同盟その他の折衝の中でも、会社が拒否したり、直接調査が十分に行われないと、いうような状況があつたことはお聞きしております。労働省を初め福島県におきます労政課においても、そういう事情を踏まえながら、非常にもつれた問題でございますが、それを解きほぐしつつ県による事情聴取をさらに進めてまいりたい。会社からも今週中には事情聴取に応じる旨の連絡が入つたと聞いております。従来、先生の御指摘のように、対応がおくれた面もあつたかと思ひますけれども、それらの対応を十分進めてまいりたいというふうに考えております。

○田中(慶)委員 そればかりではありません。要するに大変非現代的ですね。例えばその組合員に対しまず職制から圧力をかける。それで聞かないと親戚縁者から圧力をかけて、そして組合を脱退させるような、こういうこと自体が本当に現実に行われているわけです。そして話し合いを申し入れても全然話をしない、こういうことが現実にあるのです、はつきり申し上げて。あなたたちはお互の話し合いを待つような考え方でおられるかもわかりませんけれども、そこに働いている人たちは、大変このような行政に対する不満やあるいはまた法に対する不満というものを今持っているわけあります。こんなことではいけないのじやないか。もつともっときめの細かい労働行政、例えば組合についても同じことではないかと思うのですが、その辺をもう一度お聞かせをいただきたい。

○白井(晋)政府委員 この問題そのものは既に労働委員会へ持ち込まれまして、労働委員会での公正な命令その他が行われることになつてゐるわけでございますけれども、今先生の御指摘の点も踏まえながら、先ほどから申しておりますように、使用者側に対する事情聴取、指導その他も直面的にさらに進めてまいりたいというふうに思つております。労使関係そのものは、もうこれは先生に

は积迦に説法でござりますけれども、こじれてもありますと解きほぐすのに非常に困難な問題があります。それでございますが、十分に努力してまいりたいと考えております。

○田中(慶)委員 いずれにしても、こういう実態を踏まえて、いま少し反応が遅過ぎる。例えば中央労委に行くのだって、その前にあなたたちはもうそういうことを知っているわけでしょう。我々もあなたたちに申し上げましたし、こういう実態調査にも行きますよ。そういうことでもっとも前向きに労働行政というのはあつてしかるべきじゃないか。後追いではしようがないのです。後追いになればなるほど複雑になつたりもつてしまふのを私はデータとして申し上げてきてるわけですから、そういう点では、親会社とかいろいろなことをもつとやっていけば、事前にこういうものが解決できているわけです。一連の組合が本格的に進展することになったわけであります。そこで、次に時短の問題に入りたいと思います。

四月一日から労働基準法の改正による時間短縮が本格的に進展することになったわけであります。一九九〇年に週四十時間、こういう大前提でこの労基法の改正が質疑をされてまつたわけであるけれども、こういう一連の問題についての意気込みについて、まず労働大臣として決意のほどをお聞かせいただきたい。

○中村国務大臣 労働時間の短縮は、我が国の経済的地位にふさわしい豊かでゆとりある勤労者生活を実現するために必要不可欠な課題であると考えています。このため、週四十時間労働制の早期実現に向け、改正労働基準法の円滑な施行に全効力を挙げますとともに、労働時間短縮のための社会的、国民的合意の形成と労使の自主的努力に対する指導援助等につきまして一層努力を行つてまいり所存であります。

○田中(慶)委員 ぜひ大臣として一九九〇年に週

四十時間に完全移行されるように改めて努力をしていただきたい、要請しておきます。

そこで、先般郵政省の方では、昭和六十四年から、二月からですか、完全週休二日制実施に踏み切るということが対外的に発表され、各方面から高く評価され、そして週休二日制の実現というのは少なくとも週四十時間への移行ということで、私どももこの基本的な考え方について評価をしながら、その経緯について郵政省の方で答弁をいただきたい、こんなふうに思います。

○磯井説明員 今日の週休二日制をめぐる情勢でございますが、先ほどお話をございましたように、労働基準法がこのたび改正されまして、労働時間の短縮を目指しているというような状況、また「昭和六十三年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」というものの中におきまして、週休二日制の推進というのが挙げられているというようなこと、あるいは、これは昨年でございますが、人事院が勧告の際に、完全週休二日制を具体的な課題として取り組む必要がある、そのような報告もございました。またさらに、昨年の新前川レポートあるいは経済審議会建議、これなどにおきましても、週休二日制の普及促進に寄与するという観点から金融機関と公務部門の閉店、閉店が求められるとおきましても、全土曜日の完全閉店に向けての動きもあるという状況でございます。

私は、今日社会的なあるいは時代的な趨勢であるというような認識に立ちまして、このたび、去る三月十五日でございますが、方向をお示ししたわけでございます。お客様に御迷惑をかけないよう、私どもとしては、週休二日制につきましては、

サービス面での改善、この辺は十分対策を講じつてまいりたいと考えております。

〔野呂委員長代理退席、委員長着席〕

○河野説明員 官庁の土曜閉店方式の導入でござますが、先生御存じのように、この件は既に昨年の十月に閣議決定されておりまして、昭和六十年度中に導入することを日途に諸般の準備をするということになつております。その後、十二月になりました週休二日制・閉店問題関係閣議会議が開催されまして、具体的にどういう問題があるかという検討がなされたわけですが、その場では特に民意の反映を十分するようにという御指示がございました。そこで、特に現在総務省では経済団体、労働団体等の意向を把握しておりますが、各省庁におきましては、それぞれ関係団体等から意向の把握に努めております。現在、こういふ把握結果をもとに、具体的にどういう官署を閉

役所が土曜閉店ということになれば、中小企業初心者がそれに対応して週休二日制といふものに移行されてくると思います。そういう点では、この金融機関の問題、すなわち日銀を含めた民間の金融機関について、これは大蔵省がそれぞれ指導されていると思います。時間の関係もありますので、大蔵省さらにはまた総務省ですか、これらから土曜閉店問題、こういう一連の問題を含めて、ぜひそれの方針を聞かしていただきたいと思います。

さらに、こうした現状を踏まえて、労働大臣といたしまして、これから労働省はどのようなPRをされていくかということ、この問題についてお伺いをしたいと思います。ということは、やはり国際的に日本は時間が長い、こういう形で指摘をされていて、これから労働省はどのようなPRをされていくかと、この問題についてお伺いをしたいと思います。日本は時間が長い、こういう形で指摘をされていて、これがから労働省はどのようなPRをされていくかと、この問題についてお伺いをしたいと思います。日本は時間が長い、こういう形で指摘をされていて、これがから労働省はどのようなPRをされていくかと、この問題についてお伺いをしたいと思います。

さて、この日米の貿易摩擦ということは随所に見られるわけありますけれども、このままいったならば必ず労働時間に対する干渉までしてくるのではないか、こんなことが報道されていることも事実でありますから、こういう一連の問題を含めて見解をお伺いしたいと思いま

す。

○中井説明員 金融機関の週休二日制の拡大につきましては、昨年秋以来、民間金融機関の間でいろいろな情勢を踏まえまして、今日また民間金融機関におきましても、全土曜日の完全閉店に向けての動きもあるという状況でございます。

私どもとしては、週休二日制につきましては、

大蔵省としましては、金融機関の完全週休二日制の実施のためには二つの大前提があると考えております。第一は、これは至極当然のことではございますが、広く利用者たる国民や企業等の理解を得ることが必要であること。第二には、金融機関の業務の性格や過去の経緯を踏まえれば、郵便局を含めた全金融機関が同時に実施できるような環境が整うことが望ましいということです。

第一の点につきましては、昨年秋以来、民間金融機関の検討が進められておりますが、第二、第

三土曜日の休業の経験もございまして、一部に確かに御異論がございまして、金融機関側としましてもサービスの面等でいろいろ検討すべきことがあります。それでもサービスの面等でいろいろ検討すべきありますが、全般的には大蔵省としても新聞論調、世論の動向等注視していますが、比較的一般的の国民の皆様方に温かく受けとめていただいています。

第二の点につきましては、先般、郵政省が他の金融機関の完全週休二日制の実施に合わせて、来年二月を目途に郵便局の貯金、保険部門の窓口についてすべての土曜日を閉店する方向で具体的な検討を進めるところを決定されたことによりまして、金融機関の完全週休二日制実施に向けての環境が整いつつあるのではないかと考えております。

今後でございますが、民間金融機関といつても種々雑多の業種がございまして、それぞれの業種の間で、今回の郵政省の決定をも踏まえ、完全週休二日制の実施時期等について具体的な調整が図られることがありますと考えております。大蔵省としましても、週休二日制の拡大は時代の流れと理解しておりますが、郵政省の決定をも踏まえ、金融機関の週休二日制の実現に向けて今後とも努力してまいりたいと考えております。

〔野呂委員長代理退席、委員長着席〕

○河野説明員 官庁の土曜閉店方式の導入でございますが、先生御存じのように、この件は既に昨年の十月に閣議決定されておりまして、昭和六十年度中に導入することを日途に諸般の準備をするということになつております。その後、十二月になりました週休二日制・閉店問題関係閣議会議が開催されまして、具体的にどういう問題があるかという検討がなされたわけですが、その場では特に民意の反映を十分するようにという御指示がございました。そこで、特に現在総務省では経済団体、労働団体等の意向を把握しておりますが、各省庁におきましては、それぞれ関係団体等から意向の把握に努めております。現在、こういふ把握結果をもとに、具体的にどういう官署を閉

めるのか、あるいは閉めた場合、緊急時の対応をどうしていくのかということを検討しておられます。私どもとしては、できるだけ早く取りまとめて、改めて閣僚会議でお諮りいただき、政府としての具体的方針を決めたい、そういうふうに考えております。

○田中(慶)委員 時間の関係もありますから、それぞれ時代の趨勢であり国際的な常態ありますから、ぜひそういうことを含めて皆さんの努力を期待しておりますので、頑張っていただきたい、こんなふうに思います。

最後の質問になりますけれども、実はペルシャ湾を航行するタンカーの乗務員が大変危険な目に遭つておる。先般の三月十八日、パナマ船籍のタンカーの日本人船員が被弾を受けて炎上された中でとうとい命を失つておる。私も予算委員会でこれらの方々の問題を質問させていただきましたけれども、大変対応が甘いし、また国際的にもこういう問題について、ただ声明を出したからとか、あるいは外務省がそれぞれ日本の立場を申し入れたからといってこの紛争は解決するものじゃない、こんなふうに思うわけであります。

そこで、ぜひ運輸省なり外務省がこれらの問題についてもっと積極的な姿勢を示すなり、あるいはまた現在乗務されているそれぞれの機関員や乗務員に対しても、やはり何らかの形の対応というものがあつてしかるべきではないか。ねぎらいの言葉だけではなくして、これらの危険を冒して仕事をしている、それはその仕事そのものが日本の経済や産業の発展に大きく貢献をされている、こういうことではありますから、こういう一連の問題について外務省あるいは運輸省、そしてまた政府としてこれらに対応してどのように対応していくのか。もっともと具体的に、弔慰金を出してやるとか何かの方針があつてしかるべきではないか、こんなふうに思いますけれども、それぞれの見解をお伺いしたいと思います。

○岩村説明員 マリア2号のペルシャ湾での被弾事件でございますが、先生御指摘のように、現

地時間の十七日、ペルシャ湾内で、ドバイ沖でございますが、被弾をいたしまして、日本人の乗組員新ノ居静士さんが亡くなられたということです。また御遺族の方々には心よりお悔やみを申し上げたいと思います。

最初に、私から事件の概要だけちょっと御説明申し上げますが、本件、共和産業海運という会社が用船をいたしております船でございますが、サウジアラビアのユベールからタイのバンコクへ向けて航行中のことでございましたが、現地時間の三月十七日の夜半、国籍不明の高速艇からロケット砲、機関銃による攻撃を受けて被弾をいたしました。事件が起こつておりますのでペルシャ湾の安全確保を図るために外交ルートを通じまして関係国への働きかけをいたしますとともに、関係省庁それから海運労使とペルシャ湾安全対策官民連絡会を開催いたしまして、関連情報の伝達、交換を行つております。

本件のマリア2号につきましては、事件の詳細につきまして、現在、現地の警察当局の方の調べでござります。

それから安全対策の協議などを行つております。具体的には、夜間航行を行うとか、逆に昼間航行を行うとか、それぞれ対策を講じておるところです。

本件につきまして、先方の回答を求めていたところです。

現実に今回の事件が起つりました、外務省といつても、発生直後でございますが、アラブ首長連邦、被弾した場所に最も近いアラブの国

でございますが、その大使に訓令を発しました

たしましては、発生直後でございますが、アラブ

首長連邦、被弾した場所に最も近いアラブの国

でございますが、その大使に訓令を発しました

たしましては、発生直後でございますが、アラブ

首長連邦、被弾した場所に

く婦人少年室の室長の助言指導によりまして、これまでのところかなり多くの事例につきまして改善が進んでおるわけでございます。もちろん先生おっしゃいますように、ごく一部には均等法に抵触するようなものが残っているものもございますけれども、私どもでは引き続きそういうものにつきましては粘り強く指導していきたいと考えておるわけでございます。

それから、均等法ができましたときに、国家公務員の郵政Bという事務の職種でござりますといわゆる添乗員の業務といふものにつきましては、三年後に措置するという事が定められておりますし、独身寮につきましても、三年後には措置するということが同意されているわけでござりますが、それ以外のものにつきましては、特に具体的な御指摘はないわけでございまして、今後法の施行の状況をさらに十分に見ながら検討を続けていきたいと考えております。

○田中(美)委員 三年後ですか、部分的に検討せよ。それからちょうど三年になるわけですね。ほかのことには言われていないと言われますけれども、差別撤廃条約の中では、これを科学的に検討しながら変更していく。やはりみんなの意識というものは少しずつ変わるものですから、特に「国連婦人の十年」で女性の意識というものは非常に目覚ましいものであった。それにつられて男性の変化も相当あったというふうに私は思っておりません。だから、その意識は年々変わっているわけですね。ですから、その意識は年々変わっているわけですね。まだ早いとかこれからだと言うならわかれと言っていますので、言われていませんということでは、局長としてはちょっと疑問を感じますが、その点いかがでしょうか。

○佐藤(ギ)政府委員 先ほど申し上げましたことは、三年後に措置するとされているものにつきましては、今後法の施行状況を十分に見な

ます。

○田中(美)委員 その次に、これは週刊誌だとか新聞だといろいろなところで報道をされているのです。このように呼びつけられるわけではないのです。このように呼びつけた出ても来ない。話にならない。では、この

ノースウェスト航空に対し粘り強くどのようやるおつもりですか。

○田中(美)委員 今後さらに工夫を重ねてまいりたいと考えております。

○田中(美)委員 どういう工夫をなさるのですか。

○佐藤(ギ)政府委員 私どもも知恵がなかなか十分ではないのでござりますけれども、さらに連絡を取り、文書等も必要があれば出すようなことがあります。それで大変美しい環境のところです。人口が六百人島があります。この小さな島は国立公園の中です。旅館が軒を並べているという觀光の島なわけです。ここには置屋のスナックが二十四軒あります。ホステスさんと言われる人が、もつともいるのかもわかりませんが、私の調べたところでは百六十人おるそうです。そしてこの大半が売春をしている。公然と売春をしている。この海岸には警察官もだれもいないわけですが、ホテルの朝なで、まだ私どもは御返事をいただいておりません。したがいまして、御返事をいただいた上までいたいと思いますが、やっていただけます工夫してまいりたいと考えております。

○田中(美)委員 現在私どもの方からノースウェストの方には文書を投げかけておりますので、まだ私どもは御返事をいただいておりません。したがいまして、御返事をいただいた上までいたいと思いますが、やっていただけます工夫してまいりたいと考えております。

○佐藤(ギ)政府委員 大臣に最後に、今のをお聞きたいと思いますが、基準局長と婦人局長とともに連携をとりながらこのノースウェスト航空の問題を解決しないと、これが逆の意味の反面教師になります。これをどうしたらいいのかということを私は大臣初め政府の方たちに考えていただきたいのですけれども、こうして外國の女性がたくさんいる。これは私は怒りに感ずるというよりも悲しい、本当に悲しいことだというふうに思っている。若い女性だそうです。あとタイとかからも来ていました。私は島の方たちにもちょっと伺ったんですけども、あそこは明らかに売春をしているんだということは、島の人ほとんどが公然の秘密と送っているという風景が当たり前のよう見られている。私は島の方たちにもちょっと伺ったんですけども、あそこは明らかに売春をしているんだということは、島の人ほとんどが公然の秘密と送っているという風景が当たり前のよう見られている。私は島の方たちにもちょっと伺ったんですけども、あそこは明らかに売春をしているんだということは、島の人ほとんどが公然の秘密と送っているという風景が当たり前のよう見られている。私は島の方たちにもちょっと伺ったんですけども、あそこは明らかに売春をしているんだ

ます。これでどうしたらいいのかということを私は大臣初め政府の方たちに考えていただきたいのですけれども、こうして外國の女性がたくさんいる。これは私は怒りに感ずるというよりも悲しい、本当に悲しいことだというふうに思っている。若い女性だそうです。あとタイとかからも来ていました。私は島の方たちにもちょっと伺ったんですけども、あそこは明らかに売春をしているんだ

ます。これをどうしたらいいのかということを私は大臣初め政府の方たちに考えていただきたいのですけれども、こうして外國の女性がたくさんいる。これは私は怒りに感ずるというよりも悲しい、本当に悲しいことだというふうに思っている。若い女性だそうです。あとタイとかからも来ていました。私は島の方たちにもちょっと伺ったんですけども、あそこは明らかに売春をしているんだ

○岡部政府委員 先生御指摘の事案は、詳細は承知していないのでござりますが、今職業安定法の形で紹介を受けたというふうな御指摘でござります。恐らく有料職業紹介事業違反あるいは労働者供給事業の禁止違反というふうな形での紹介であったという御指摘であろうかと思います。

私ども先般來、外国人の不法就労問題に対しまして、労働関係法規違反がある場合には厳正に対処するよう地方に通達をしたばかりのところでござりますが、さらに徹底をしてまいりたいと思

ます。その一環といたしまして、本件事案を私は十分よく存じませんが、地方においてどのような把握状況か、直ちに検査をしてみたいと思

います。私が一度このジャバヤキンという問題で外務委員会で質問をしましたときに、当時の安倍外務大臣が、外國に対して非常に恥ずかしいと

いふふうに言われました。本当にそうだと思います。ですから、幾らモグラたたきであろうと

大々的に週刊誌でやられていました。やはり政府が必死になつて、そういうことが起きな

いように何らかの法律を使って、この場合でしたら、それは壳防法もあるでしようけれども、やはり職業安定法で、人を雇わなければそういうこと

は起きないわけですからね。

そこで、まずこういう問題になつたところはち

らぬ顔ということでは困りますので、この点は、やはり今これだけ社会問題になつてゐるわけですから、この人たちが売春をする場になつて、これはきっちりと御指導いただくようになります。これをどうしたらいいのかということを私は大臣初め政府の方たちに考えていただきたいのですけれども、日本女性が売春するということでも大変なことですけれども、こうして外國の女性を、入れてと言って入ってきたのかもわかりませんけれども、この人たちが売春をする場になつて、これはきっちりと御指導いただくようになります。これをどうしたらいいのかということを私は大臣初め政府の方たちに考えていただきたいのですけれども、日本女性が売春するということでも大変なことですけれども、こうして外國の女性を、入れてと言って入ってきたのかもわかりませんけれども、この人たちが売春をする場になつて、これはきっちりと御指導いただくようになります。これをどうしたらいいのか

ます。どうかは別として、雇つた、紹介してくれる人がいるんだ、こういうことは職業安定法三十三条違反、四十四条違反ではないかと思うのですが、局長、いかがでしょう。

か。そしてどのように一生懸命やろうといふうに思われるか、大臣の御決意をお願いいたしました。

○中村国務大臣 大変遺憾なことでございましたて、具体的な問題につきましては、調査を進めてまいりたいと思います。

○田中(美)委員 調査をきちっとして、職業安定法違反があれば、これは罰則もついているわけで、厳しくやついていただけますね。

○中村国務大臣 まず調査を徹底的にやつてみまして、事実違反がありますれば対応してまいりたいと思うわけでございます。

○田中(美)委員 調査はどれぐらいかかりますでしょうか。御報告いただきたいので、どれぐらいお待ちすればいいでしようか。

○両部政府委員 できるだけ迅速に行いたいと存じます。

○田中(美)委員 迅速というのはどういうことですか。一年に対して半年なら迅速ですけれども、今のノースウェスト航空の場合にはつきりしていますので、その就業規則を見、会社に聞けばわかることですから、まさに迅速ですね。しかし、こちの方はどうぞいいかかりますでしょうか。そういう抽象的に言わないでも、具体的に言つてください。何日とはつきり言わなくていいですけれども、少なくとも一週間ぐらいとかというふうに、迅速ということではいつになるかわからぬですから。

○両部政府委員 何日までというふうにはつきり今申し上げる段階ではございませんが、一月以内に調査をせしめたいと考えます。

○田中(美)委員 必ず一ヶ月以内にこの詳細を私のところに報告をしていただき、どのように処理したかということの御報告をいただきたいと思います。それでよろしいですね。——うなづいていらっしゃいますので、よろしいということですね。それでは、その次の問題です。これは皆さん御存じだと思いますけれども、東芝事件という形で今も週刊誌で語られ、新聞にも大きく報道され、

また、婦人団体が非常にこれについての怒りを爆発させまして、何が何でも徹底的にこれは明らかにしなければならないと言っている事件の問題についてです。

これは御存じだと思いますが、去年の五月、北海道旭川市の大雪山白金観光ホテルというのでした。

勤労部長と全東芝労組の執行委員長、この二人が単なる友人として出かけたのではなくて、業務視察、いわゆる社用ですね、公用という形でこの地に行かれたようです。私がいろいろものを読んだり聞いたりしたところでは、それ以外にも東芝の関係の大物の人が二人いたということですが、これは名前などはつきりしておりません、前の方のははつきりしておりますけれども。この人がちが業務視察ということで午前中どのような業務を視察なさったのかわかりませんが、お昼から午後四時までゴルフをした。それから六時半から十時半まで宴会をした。その後、その土地にあります東芝の関連会社のホクト電子工業というところの社長さんから接待を受けたのですが、そのときに二人の少女を紹介されました。この二人、勤労部長と中央執行委員長とが少女買春をした、一人に対して三万円の金を払った。ところがその少女たちには一万五千円ずつしかいかないで、あと一万五千円は接待でこの少女たちを紹介した人が取ったということで、紹介した人は売防法にひつかかりまして罰則の対象になつた。そういうところからこの少女が十五歳の未成年の家出中の少女であったことが判明して、この事件が明るみに出たわけです。

○田中(美)委員 忽然お尋ねというふうに大臣はおっしゃいますけれども、質問取りには何一つ隠さず全部きつと話しているのです。質問取りの人は大臣に伝えてないのです。今質問で何とか大臣は考へられないのか。残念なことだけれども、個人のモラルだからおれは知らぬ、そして十五歳の少女がおもちゃにされたことに対する感想が浮かびません。

○中村国務大臣 どういうことが起きないように一体どうしたらいいのかということですが、私はどうしたらいいか私自身の案としてちゃんとあるわけではありません。

それでお聞きしたいわけですけれども、——それはけしからぬといふうに私は思いましたけれども、今までなかなかそれは直りっこないんだといふうな私は絶望的な気持ちでいたわけですが、それでも、今度の事件からは許せないという気持ちになつたわけです。十五歳の少女がこんなふうにおもちゃにされていいんだろうか、政治家は、また政府は一体これをどういうふうにしたら少しでも防げるんだろうか、こういうことを私は感ずるわけです。

○中村国務大臣 突然お尋ねでございまして、いい知恵が浮かびません。

それで、まず労働大臣にお聞きしたいのですけれども、何らかの手はないのか。

○中村国務大臣 まず労働大臣についての御感想と、大臣としてどうしたらいいかということをお答え願いたいと思います。

○中村国務大臣 事実としますれば、これは個人のモラルの問題でござりますから、大変遺憾に思っています。

○田中(美)委員 多分そのように言われるだろうが、親の期待に沿えないのではないか、先生の期待に沿えないのではないかという重荷で非常に苦しんで

いるということは、皆さん方も子供を持っていらっしゃる方はよくおわかりのことだと思うのです。そういう子供たちが重圧に耐えられなくて、つい非行に走ったり、ちょっと家出をするというようなことは、本当に最近ではたくさんあるわけなんですね。しかし、社会全体がそれを上手に誘導してやれば、まだすぐ一週間で家へ帰つてくれます。親のところへ帰つてくるということもあります。解決していく例もたくさんあるわけですけれども、こういう形で、私は少女が売春の相手に使われたということを見ますと、怒りを超えてただ本当に悲しいということで胸がいっぱいになります。こういうことが起きないように一体どうしたらいいのかということですが、私はどうしたらいいか私自身の案としてちゃんとあるわけではありません。

それでお聞きしたいわけですけれども、——それはけしからぬといふうに私は思いましたけれども、今までなかなかそれは直りっこないんだといふうな私は絶望的な気持ちでいたわけですが、それでも、今度の事件からは許せないという気持ちになつたわけです。十五歳の少女がこんなふうにおもちゃにされていいんだろうか、政治家は、また政府は一体これをどういうふうにしたら少しでも防げるんだろうか、こういうことを私は感ずるわけです。

○中村国務大臣 突然お尋ねでございまして、いい知恵が浮かびません。

それで、まず労働大臣にお聞きしたいのですけれども、何らかの手はないのか。

○中村国務大臣 まず労働大臣についての御感想と、大臣としてどうしたらいいかということをお答え願いたいと思います。

○中村国務大臣 事実としますれば、これは個人のモラルの問題でござりますから、大変遺憾に思っています。

○田中(美)委員 感想及びその対策はいかといふことを言つてゐるのです。ないということです。

○中村国務大臣 私が通告を受けた段階では、これに対する感想述べてくれ、方策はどうかといふことはありませんでした。

○田中(美)委員 感想及びその対策はいかといふことを言つてゐるのです。ないということです。

○中村国務大臣 もう一度。突然じゃないですよ。

○清水(傳)政府委員 先生の今御指摘、御質問ありました問題、これはまさに労使関係以前の問題だと思いまして、まさに大臣がお答えになりまして、個人のモラルの問題だ、このように考えております。

○田中(美)委員 私は大臣に聞いているのであります。個人のモラルもあります。私は、——ですから、みんなで考えようと言っているのです。十五の少女が男のおもちゃにされたのにに対して、みんなで考え方の御意見も伺いたいと思います。

通産省に伺います。私は、通産省いいですか、企業に對してこういうことはできないのか、企業

に対し、このような勧告はできないのか、通産省の御意見もお伺いたいと思います。

○広瀬説明員 お答え申し上げます。
労使の關係におきまして、労使双方が関心や主張を日ごろの対話の中で理解し合うということは大きいにあることだし、そのことについてどうこう言ふことはないと思います。ただし、その過程におきまして、社会通念に著しく逸脱したような行為があつたり、あるいは法令に違反するような行為があつてはならないということは申すまでもないと思います。

しかし、本件につきまして、今御指摘の件につきましては、そういう労使の対話の過程で起つた問題ではございませんけれども、双方のモラルの問題であると思いますので、行政がむやみに立ち入るべき問題ではないかというふうに考えております。

○田中(美)委員 私は行政には法律だけじゃないと思うのですね。モラルの問題についても注意をするということは、私は入っているというふうに思つています。十五の少女がこのようになつたことに思つて、国会でみんなでどうしたらいいかということを考えるといふのは、はじめて考えてほしいと思うのです。モラルだから仕方がないということがで済まないじゃないか。だから、どうしたらいいかということは、私にもちゃんとしたものはないわけですよ。どうしたらいいか。だからみんなで考えようじゃないか。ですから、労働組合にい

ろいろとアドバイスのできる立場の労働大臣や、また通産省の通産大臣などが企業に注意をすると個人のモラルもあります。私は、——いうこともあるのではないかと思うのです。

それでは、一言申し上げますが、売春対策審議会というのがあります。これは御存じだと思いますが、ここでいろいろと売春の問題を先生方に審議いただいているわけです。そういうところで、

というようなことについての審議を一度売春対審にお願いしてもらおうということはできないでしょうか。大臣に御相談しているわけです。

○清水(傳)政府委員 労働行政の立場から、この

問題についてどうこう対処するというような筋合いかどうか、私疑問に考へているところでございまます。

○田中(美)委員 私は大臣に聞いているのです。

これをどうしらいいかということをみんなで考える。ですから、売春対審にかけて、公務で出ていながらそういうふうなことが行われるということは、——たまたまこういう形でこれが大きく報道されたということから明るみに出た。だから、これをチャンスにして、何とか売春対審で考へる道というのはないかと言つてゐるわけです。大臣のお答えを聞かせてください。

○中村國務大臣 労働大臣としましてはどうかな、いささか行き過ぎではないかなという懸念を持ております。

○田中(美)委員 どうして行き過ぎなんですか。

ちよつとお答えください。

○中村國務大臣 行政の中の問題ではないと判断をいたしますから。

○田中(美)委員 私は行政の中じゃないと思うと

言つておられます。運輸大臣は、共産党の中路議員

が、この問題ではありませんけれども、さつきのノースウェストの問題もありますよね。労働大臣が動けば動きやすいと言つてゐるんですね。ですから、売春対策に對して、労働大臣が何か考えてくださいかと。こうしてくれと、こういうことを言つているのじゃないのですね。そこでいいアイデアを出してくれないかというようなことは、売対審は労働省も関係しているところですから、そういうことは言えるのじゃないですか。どうです

か、大臣。

○中村國務大臣 少なくとも私の段階では、そのことはいたしかねる、こう判断をいたします。

○田中(美)委員 ジヤ通産省、お願ひします。

○広瀬説明員 労働大臣のお考へと同じでございまます。

○田中(美)委員 そうすると、結局これは日本の国会では、こういうことが起きても、その十五歳の少女がこれからも出てくるかもわからないといふことをどうしようもない。こういう質問をすれば、それはこの場ではない。じゃ一体どこでやつたらしいんですか。国会の中でどこでこの問題をやつたらしいんですか。(文教委員会だ)と呼ぶ者あり) 文教だけではありません。文教じゃありません。子供の教育じゃありませんよ。子供の方の問題ではないですよ。大人の問題なんですね。婦人局長の御意見を伺いたいと思います。

○佐藤(キ)政府委員 性の問題というのは、人間の生理とか本能とかかわり合い、また一つ間違いますと、人間の尊厳を傷つけるというまことに難しい問題でございまして、私もこの方面につきましては経験や知識が十分にございませんので、今までと人間の尊厳を傷つけるというまことに難い知恵がなかなか浮かばないわけでござりますけれども、こういうことにつきましては、先ほどからたびたび言われておりますが、もう成熟した大人についての問題でございまして、その個人個人がモラルを高めていっていただく以外には解決の方法がないのではないかと思ひます。そういう意味で、毎年五月に社会の風紀、環境を改善していくための運動というのをいたしておりますの

で、そういう運動の中で啓発活動に力を入れてまいりたいと思っております。

○田中(美)委員 ——その陰でいたいけな少女たちが傷ついています。この子の人生にとつてはどれだけ大きな事件だったかと私は思います。今彼女たちはそれほどに考へていないかもしれません。しかし、もう少し大人になって自分のやつた行動、それは自分も承知してやつたことですから、やつた行動に對して、どうしてこんな——それはどん

なに心を傷つけるかわからないと思うのですね。そうちした女性たちが今の社会の中でたくさんいる

ということを私は大臣に考へていただきたいと思

うのです。それをどうしらいいか。労働大臣一

人の力でできるとは思ひません。ここにもたくさ

んの議員がいらっしゃいます。全部男性の議員しかおりませんけれども。皆さんだって、自分の娘たちを

持つていらつしやる方はたくさんいるのじゃない

でしょうか。そういう意味で、それをどうしたらいいか、どこでどうしたらいいかということを投げかけているんです。ですから、労働大臣は、全

く手がない、私はできない、こういうことです

し、婦人局長は、これから啓蒙するよりしようが

ないということですが、モラルの問題も確かにあ

ります。これは徐々にモラルを変えていく以外に

はないのかもしません。しかし、公務でもつて

こうすることをするということは、それだけでも少しあは何とか何らかの形で手が打てないかといふふうな気持ちから、私は、あの少女たちの顔を、

顔は見ておりませんけれども、目に浮かべながら

国会で取り上げたわけですが、ぜひ皆さんたちがきょうのこの質問に對しては——きつととしたこ

れに對してどうする手は私にもないわけです。せ

めて売春対審での問題を、

大臣は全くそのつもりはないというお答えでしたので残念ですが、大臣、も心の中には考へることが多いと私は思います。どうかこういうことが起きないように、私は政府とそして国会とがともに力を合わせてこの問題が

解決できるように頑張っていただきたい。私も
そのために頑張りたいというふうに思います。
それでは、質問を終わります。

○稻垣委員長 次回は、公報をもつてお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十一分散会

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種に属する事業分野における事
業活動及び雇用に関する状況に準ずる状況
が生じていると認められる業種に係る事業
所であること。

第二条に次の二項を加える。

5 労働大臣は、第一項第四号の労働省令を定め
ようとするときは、あらかじめ、関係行政機関
の長と協議するものとする。

第三条第一項中「特定不況業種事業主」の下に
「又は特例事業所の事業主」を、「事業所」の下に
「又は特例事業所」を加える。

第四条第一項中「係る事業所」の下に「及び特例
事業所」を加え、「事業分野」を「事業分野等」に、
「当該」を「これらの」に改める。

第二章の章名中「計画及び再就職援助等計画」を
「計画等」に改める。

第六条の前の見出し中「再就職援助等計画」を
「雇用維持等計画」に改め、同条第一項中「関連下請事
業主」という)を含む)に改め、同項に次の二号を
加える。

「又はこれに準ずる者として政令で定める者」を加
え、「を含む」を「(第十四条において「関連下請事
業主」という)を含む」に改め、同項に次の二号を
加える。

四 特例事業所 特定不況業種に係る事業所以
外の事業所のうち、労働省令で定めるところ
により、次のいずれかに該当し、かつ、事業
規模の縮小等に伴い相当数の労働者が離職等
を余儀なくされるおそれがあると労働大臣が
認定した事業所をいう。

イ 事業の目的物たる物品の輸出の仕向地そ
の他の事業活動に係る労働省令で定める事
情を共通にする相当数の事業所において、
当該事情に関連する内外の経済的事情の著
しい変化により生ずる事態であつて雇用に
影響を及ぼすおそれがあるものが生じてい
ると認められる場合において、当該相当数
の事業所に含まれる事業所であること。

四 特例事業所 特定不況業種に係る事業所以
外の事業所のうち、労働省令で定めるところ
により、次のいずれかに該当し、かつ、事業
規模の縮小等に伴い相当数の労働者が離職等
を余儀なくされるおそれがあると労働大臣が
認定した事業所をいう。

イ 事業の目的物たる物品の輸出の仕向地そ
の他の事業活動に係る労働省令で定める事
情を共通にする相当数の事業所において、
当該事情に関連する内外の経済的事情の著
しい変化により生ずる事態であつて雇用に
影響を及ぼすおそれがあるものが生じてい
ると認められる場合において、当該相当数
の事業所に含まれる事業所であること。

(特例事業所の事業主の作成する失業の予防の
ための措置に関する計画)

第八条 特例事業所の事業主は、第二条第一項第
四号の認定に係る事業規模の縮小等を行おうと
するとき、労働省令で定めるところにより、
当該特例事業所に雇用する労働者について講じ
ようとする失業の予防のための措置に関する計
画を作成し、公共職業安定所長に提出して、そ
の認定を受けることができる。当該計画を変更
したときも、同様とする。

口 内外の経済的事情の著しい変化により、
(特例事業所の事業主の作成する失業の予防の
ための措置に関する計画)

第八条 特例事業所の事業主は、第二条第一項第
四号の認定に係る事業規模の縮小等を行おうと
するとき、労働省令で定めるところにより、
当該特例事業所に雇用する労働者について講じ
ようとする失業の予防のための措置に関する計
画を作成し、公共職業安定所長に提出して、そ
の認定を受けることができる。当該計画を変更
したときも、同様とする。

第二条に次の二項を加える。

2 第六条第二項及び第四項の規定は、前項に規
定する計画を作成し、又は変更する場合につい
て準用する。この場合において、同条第四項中
「前項」とあるのは、「第八条第一項」と読み替え
るものとする。

第三章の章名中「助成及び援助」を「措置」に改め
る。

第九条に見出しおとして「(失業の予防、雇用機会
の増大等のための助成及び援助)」を付し、同条第
一項中「事業所」の下に「若しくは特例事業所」を加
え、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「によ
り再就職援助等計画の認定を受けた特定不況業種
事業主」を「による認定を受けた雇用維持等計画又
は前条第一項の規定による認定を受けた同項に規
定する計画」に基づき、事業の転換による雇用機会
の確保、職業の転換のために必要な教育訓練の実
施その他の失業の予防に特に資すると認められる
措置を講ずる特定不況業種事業主及び特例事業所
の事業主」に、「特別の配慮をする」を、特別の措
置を講ずるに改める。

第十条を次のように改める。

(特定不況業種事業主等が雇用する労働者に対
する職業訓練)

第十一条 国及び雇用促進事業団は、前条第二項に
規定する教育訓練の円滑な実施に資するため、
必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施につい
て特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、都道府県が前項の措置に相当する措置
を講ずることを奨励するため、当該措置を講ず
る都道府県に対して、必要な助成及び援助を行
うよう努めるものとする。

第二条 この法律の施行の日(次項において「施行
日」という)前に離職したこの法律による改正
前の特定不況業種関係労働者の雇用の安定に關
する特別措置法(以下「旧法」という)第二条第
一項第三号に規定する特定不況業種離職者に同
する旧法第十三条第一項に規定する特定不況業
種離職者求職手帳(次項において「手帳」とい
う)の発給については、なお従前の例による。

2 施行日以後に離職した旧法第二条第一項第三
号に規定する特定不況業種離職者であつて、こ
の法律の施行の際現に旧法第六条第三項又は第
七条第一項の規定により認定されている再就職
援助等計画に含まれているものに対する手帳の
発給については、なお従前の例による。

(船員保険法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改める。

一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三条ノ十一ノ三第一項第一号イ

二 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第十九号)別表第一第二十号の十一

三 履用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第二十二条の二第一項第一号イ

四 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)附則第二項

五 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十号)第四条第五十一号及び第十条第一項

理由

特定不況業種における多數の離職者の発生及び今後の産業構造の転換等に伴う雇用問題に対処するため、特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の廃止期限を延長することも、特定不況業種に係る事業所に雇用される労働者の失業の予防等のための措置の充実等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

臨時措置法の一部改正)

第二条 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十三年六月三十日」を「昭和六十八年六月三十日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律
(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)
第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。
附則第三項中「三十年」を「三十五年」に改める。
(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する)